

令和2年第11回ニセコ町議会定例会 第2号

令和2年12月16日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 陳情第 6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 5 議案第 4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）
- 6 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
- 7 議案第 6号 ニセコ町道路線の認定について（元町東通）
- 8 議案第 7号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 9 議案第 8号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 9号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議案第10号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 12 議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 13 議案第12号 備品購入契約の締結について（防災ラジオ購入）
- 14 議案第13号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 16 閉会中の継続審査の申し出について
(総務常任委員会)
- 17 意見案第5号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書
(提出者/ニセコ町議会議員 木下 裕三)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	山	本	契	太
会	計	加	藤	紀	孝
総	務	阿	部	信	幸
防	災	青	田	康	二
企	画	柏	木	邦	郎
税	務	芳	賀	善	子
町	民	中	村	正	範
保	健	桜	井	幸	人
農	政	中	川	博	則
国	営	石	山		視
商	工	福	村	一	智
商	工	高	橋	葉	広
建	設	高	瀬	達	子
建	設	黒	瀧	敏	矢
上	下	石	山	康	雄
総	務	馬	山		行
財	政	島	崎	貴	淳
教	育	片	岡	辰	義
学	校	前	原	功	三
町	民	佐	藤	寛	治
学	校	富	永		樹
幼	児	酒	井	葉	匡
農	業	山	口	丈	子
農	業				夫

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、木下裕三君、3番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
篠原正男君。
○1番（篠原正男君） おはようございます。それでは、さきの通告に従いまして一般質問を行います。
企業版ふるさと納税への取り組みについてお伺いをいたします。社会事象の大きな変化の渦中にあって、町独自の財源確保はこれまで以上に重要なことと考えます。そこで、企業版ふるさと納税、いわゆる地方創生応援税制への取り組みについて伺います。
最初に、平成28年制定の企業版ふるさと納税は、地方版総合戦略に関する地域再生計画として国への申請、認定が必要とのことですが、本町はニセコ町自治創生推進計画が認定されております。この計画中、特にどのような事業を重点対象としておられるか伺います。
次に、本制度開始後5年が経過しようとしています。企業版ふるさと納税への取り組み状況とその成果についてお伺いします。

最後に、今後への課題等があれば、その点も含めお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会よろしくお願いをいたします。それでは、篠原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の本町の地域再生計画であるニセコ町自治創生推進計画については、令和2年3月に第2期ニセコ町自治創生総合戦略を策定したことを踏まえ、同時期に国から認定を受けております。その内容も自治創生総合戦略を踏まえたものとしており、事業の大きな柱としては、1点目が地域資源を生かした産業の育成と多様な働き方を実現できる環境づくり事業で、これは産業振興や人材の確保、育成を図っていくための事業となります。2点目としましては、交流人口、関係人口の拡大と居住環境の整備事業で、具体的には観光振興や効果的な移住、定住対策の推進といったことを想定しております。そして、3点目としまして、安心して住み続けることができるよう、インフラや子育て環境など生活環境の整備を図る魅力的で持続可能なまちづくりの推進。この3点を事業の柱として据えております。

2点目のご質問の企業版ふるさと納税制度につきましては、平成28年度に創設され、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に寄附額の一定割合を上限に税額控除を行うというものでございます。これまで国の認定を得る手続きの煩雑さや国の補助金との併用の可否、寄附を受ける時期など、制度上地方公共団体や企業にとって活用しにくいものとなっておりました。そこで、令和2年度の税制改正において大幅な制度の拡充や運用面での改善が図られたことから、ニセコ町においても、国の認定を得て令和2年度から制度運用をスタートさせております。なお、現在のところニセコ町では企業版ふるさと納税による寄附の受入れ実績はありませんが、先ほど答弁申し上げたとおり、3つの事業を大きな柱として設定し、寄附があった際には幅広い事業に柔軟に活用できるよう体制を整えております。

次に、3点目のニセコ町における企業版ふるさと納税制度の活用におきましては、単なる財源確保にとどまらず、まちづくり基本条例第50条、町外の人々との連携の下、ニセコ町のまちづくりを多様なパートナーと一緒に進めていくための仕組みの一つと考えております。ニセコ町のまちづくりやニセコ町の価値に共感いただける企業などと連携し、小さくても一つ一つの取り組みを積み重ねていくことが結果的に企業版ふるさと納税の活用につながるものと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） ただいまの説明では、令和2年度から本格的にこの取り組みを進められているということでございますが、先ほどの説明の中にもありましたとおり、これまでの従来のものは、法改正以前のもの申請手続の煩雑さ等々で使い方が悪いというような状況であったかというふうに思いますが、平成28年度の総務常任委員会での質疑の中、町として企業版ふるさと納税へ積極的に取り組んでいくというような強い決意があったやに記憶をしております。その間に単に煩雑等の理由ではなくて何か特別な理由があって令和2年度スタートとなったのか、それをまず1点ご

質問をいたします。

2点目は、今般の質問をするに当たってこれまでの行政報告等、様々資料を見直していったところ、私の知る範囲では、今回の国の認定を受けて、計画が認可されて企業版ふるさと納税への取組ができるといった経過を踏まえて議会の中の行政報告等が今までなかったのではないかというふうに認識しているのですが、その点についてお考えがあれば伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの篠原議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、令和2年度からのスタートになったのではないかとといったようなお話をございましたが、制度そのものはご承知おきのとおり平成28年度からスタートしているといったようなところでございます。ただ、やはり企業側からの寄附ということで、先方からのご厚意といったものをいただくものですので、こちらのほうから積極的にPRをしても、あとは先方のほうのご判断に委ねなければならないといったような事情が一つあるのかなというふうに思っております。なお、企業側からの共感ということについては、寄附という形ばかりではなくて、例えば昨今企業進出といったような形でニセコ町の取り組みに共感をして進出をしてくださっているといったような様々な形があるかと思っておりますので、企業版のふるさと納税についても同じようなものの一環ということで理解をしているような状況でございます。

あと、2点目の行政報告のほうで報告がなかったのではないかとといったような話なのですが、ここにつきましてはやはり実績がなかったということで特段のご報告は申し上げていなかったというところがございますが、今年の4月から制度が変わったということで、町のほうとしましては企業向けのPRを力を入れていくということで、リーフレット等を作りまして積極的にPRをしているといったような状況でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在の進捗状況であります。12月11日現在で1件の今調整していることがありまして、この企業さんにおきましては鉄道文化に関して施設整備について協力したいという申し入れがありまして、詳細を今調整中というような状況であります。こういった細かな点につきましても今後受入れをしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） ただいまお答えいただいた中では企業へのPRというようなことで、全ての企業にPRということはなかなか難しいと思うのですが、ある程度焦点化した中でのPRというのが大事かなというふうに思います。1件、今調整中の案件があるということがございますが、ほかにも町として具体的に当たっていることがあれば、答えられる範囲内でお答えいただきたいのと、また企業への町の姿勢を示すPRの仕方が具体的にどのようなものかお知らせをいただきたいというふうに思います。

あと、関連してなのですが、同僚議員からこの後ふるさと納税について質問があらうかというふうに思いますが、先般の新聞報道によりますと8億円活用案件というようなものがありまして、既

にご承知のことかと思うのですが、衣料品通販大手のZozoグループの創設者の前澤友作氏が8億円ものふるさと納税の寄附を用意すると。今までは個人から行政に対して補助、でも今回の場合は逆に提案型で、このような事業に対して応援をしていただきたいというような案件だろうというふうに思っています。これらに対していわゆる企業版と相通ずるものがあるのではないかとこのように思います。その辺の取り組みについて何かあれば、併せて伺いをいたしました。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、町のPRの姿勢です。具体的にターゲットといえますか、想定しているところがあるかといったようなお話なのですけれども、今町長のほうからお話しいただきました鉄道遺産の関係、一つ今お話が進んでおります。そういったような形で、やっぱり文化ですとか歴史遺産、あるいは例えば地域の環境の話なんかもそうなのですが、割と皆さんに共感をいただきやすい、あるいは企業側のCSRという一環でご共感をいただきやすい分野というのはあるかと思っておりますので、そういったところを中心に少しPRを強化していきたいなというふうに思っております。

また、これ今年の4月に企業版ふるさと納税を町でスタートするといったときにチラシ作成したものなのですけれども、ここでも一つ、やはり共感ということをテーマに私どものほうでPRをさせていただいていると。ニセコ町が今まで取り組んでいただくまちづくりですとか、あるいはニセコ町の価値を高めるような取り組み、そういったところに共感をいただける企業さんにやはりご支援をいただきたいなと思っている部分ありますので、いろいろと民間の企業の方々との接点というのはニセコ町非常に多いほうかなとは思っておりますので、そういった機会を捉えながら広くお声かけをしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先ほど8億円、全国公募されていて、これは市町村のいろんな会議でも話題になっておまして、随分全国から手挙げがあつて、最終的にどのような選ばれ方するのか分かりませんが、ふるさと納税制度当初できるときに、言ってみれば富裕層だけが、税金2,000円で済むわけですから控除されると、そしてお返しがある、これは税制としておかしくないかと。言ってみればたくさん税を納める人はふるさと納税の見返りはほとんどないわけでありまして。この制度自体がということで総務省の中で相当な議論あつて、いろんな人事もあつたやに聞いております。こういったこと、予想したことが今社会の中で起こってきたということを私は危惧をしております。全国から手挙げ、個人も含めていろんな方が動いておられて、こういったことが今度どんどん出てくると税制そのものが危うくなるのではないかと、大変危機感を持っているところでありまして、今回のものに対して横並びで手挙げするという考えは私は現在持っておりません。こういった場合も私は信頼関係ってすごく大事だというふうに思っておりまして、今ニセコに進出いただける企業、それから現在進出を検討されておられる企業、そういったところと一つ一つ信頼を結ぶ中から、こういった応援を地域に根差したもので進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、新築における隣地境界線からの距離についてご質問いたします。現行では、建物を築造する場合は民法第234条で隣地境界線から50cm以上離さなければならないことになっています。50cmとは建物の外壁から境界線までの最短距離であって、屋根や軒からの距離ではありません。第218条では、直接雨水が相手方の土地に流れるときには、そのような工作物の設置が禁じられる場合があるとしています。さらに、235条では、境界線より1m以内に他人の宅地を眺望できる窓、縁側があるときには目隠しすることとなっています。ただし、隣家に面する窓はすりガラスにすることで隣家に対し問題ないと考えられています。また、建築確認は申請された建築計画が建築基準法及び関係法令に適合しているか審査するもので、民法の規定は審査対象ではありません。しかし、建築計画においては近隣に十分配慮する必要があるとなっています。

当町では年間降雪量が多い年で10mを超え、積雪も2mに達することもある豪雪地域です。ニセコ町準都市計画を導入していない市街地などでは、近隣との落雪及び除排雪のトラブル回避のためにも、既存住宅は別として、隣地での新築に当たっては協会のルール化ができないか町長に伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

民法234条では、建築物を建てる場合、境界線から50cm以上の距離を保たなければならないと定めております。風通しなど衛生上の悪影響を避けること、建物の修繕に必要な空地を確保すること、延焼を防止することが制定の趣旨というふうに言われております。建築基準法では建築物と敷地境界の距離や窓の位置についての定めはありませんが、建築基準法に基づいた北海道条例において、隣地境界線に近接して冰雪の落下による危害を生ずるおそれがある建築物には雪止めを設けることという規定がなされております。

民法は私人間の問題を調整するために定められた法律であり、建物建設の際施工者が守らなければならない建築基準法とは違うため、建築主事が行う審査事項とはなっておりません。本町は豪雪地帯であり、建築計画については落雪や駐車場の確保など十分に検討する必要があるというふうに認識しているところでありますが、現行の法体系において隣地との境界について民法を上回る規制というのは現状では難しいものというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 民法にのっとなって隣地境界線から50cm以上離して建物を建築しても、屋根の形状等によっては隣地に雪が落雪してしまい、最終的に雪庇止めフェンスや落雪防止柵を設置しなければいけないケースが発生しています。また、平家の既存住宅隣地に新しく二階建て住宅が建築されたことで日差しが入らなくなる事象もあります。住民からこういった問題が起きている旨を聞き、町民が安全で快適な生活を送るためにも、これを踏まえたと新築する場合には境界線からの距離をもっと離すような条例をつくれませんか。もし条例となると上位法令の優先からハードルが

高いのであれば、他市町で試行されている建築物等に関するニセコ町に見合った指導要綱を検討できないか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの再質問の関係であります、確かに指導要綱的にこれまでもやられているところありまして、隣町の倶知安町では軒先から2m、無落雪屋根軒先から1mというような要綱を設けられているということがあります。ニセコ町の準都市計画でも境界から3m以上という規定を設けておりますので、その辺ガイドライン含めて検討させていただいて、少しでも住民間の調整等を含めて地域の環境が守られるよう、ちょっと検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 指導要綱とは、自治体が建築に関する指導の内容を定めたものです。これは法律や条例ではなく行政指導なので、厳密には法的効力や拘束力はありません。しかし、届出等を行わない場合の勧告、要綱違反に対する是正措置の勧告など罰則規定が設けられているときには拘束力があるとも言えます。したがって、遵守しなくてもよいが、実際には遵守しないと確認申請が受理されないなどのこともあり、半ば強制的になっている状況であります。これを踏まえると、行政が口頭で指導や要請あるいはお願いしても効力や拘束力があるとは到底思えません。そういったことで、今後指導要綱の制定などを含めて検討していただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 指導要綱では罰則とかは基本的につけられませんので、条例なんかで私ども水環境も罰則、懲役までつけていましたけれども、このときも1年近く検察庁とやり取りして、立件できるかどうかという法的な制度設計の検討も行うということでもありますので、指導要綱はあくまでも指導ですが、しかし町の姿勢を示すガイドラインとしてできるだけお守りいただくような、そういう意味での指導要綱をちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 通告に従いまして、ふるさと納税と企業版ふるさと納税について質問いたします。

当町におけるふるさと納税は、リニューアルしてから順調に利用されてきております。また、返礼品の種類も多くなってきております。企業版ふるさと納税は、今年度から制度の改善が行われて、町長もホームページとかで企業向けに呼びかけていますけれども、これらふるさと納税と企業版ふるさと納税について以下を伺います。

リニューアル後のふるさと納税の現状をどのように分析しているか。

企業版ふるさと納税は、具体的にどのような点が企業側や自治体側にとって利用しやすくなったのか。また、共感パートナーシッププロジェクトとは何か。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

1点目のまずふるさと納税の現状分析についてお答え申し上げます。ニセコ町では、本町に思いを寄せ、応援したいという声に応えるべく、国によるふるさと納税制度が始まる以前の平成16年から、ニセコ町ふるさとづくり寄附というのを始めております。その後、平成30年度にリニューアルスタートし、同年10月には新たにインターネット上のポータルサイトを利用した寄附の受付と寄附者へのお礼として気持ちの品、それまでは返礼品等は一切なかったのでありますが、気持ちの品をお送りする運用を開始しております。寄附者は、リニューアル直前の平成29年度は19名でありましたのに対し、リニューアル後の平成30年度は197名、令和元年度は251名と増加し、今年度は12月9日現在で260名と既に前年を上回る多くの皆様からご支援をいただいております。このような現状から見ますと、ふるさと納税は特産品のPRやより多くの皆様にニセコ町を知ってもらう機会としてだけでなく、寄附を様々な事業に有効活用することで私たちの暮らしにも大変役立っていると、大きな公共の福祉に貢献しているものというふうに考えております。今般は、自治体ごとの納税額や返礼品の還元率が順位づけされるなど、全国的に特産品競争の様相を呈しており、依然として制度本来の在り方から逸脱したような状況も見受けられます。現在のふるさと納税制度に対しては税制における問題も多くありますが、公共の福祉の財源を得る機会という側面を前向きに捉え、引き続きニセコらしい節度ある運用を進めてまいりたいと考えております。

2つ目に、企業版ふるさと納税の具体的な改善点についてお答えいたします。企業側にとりましては、税額控除割合が引き上げられたことにより、これまで最大6割だった税の軽減効果が最大9割に拡大をされております。また、寄附をするタイミングにつきましても、これまでは寄附金を充当する事業が完了し、自治体側の事業費が確定した後に限定されていたというところではありますが、一定の要件の下、事前寄附が可能となってございます。次に、自治体側としましては、これまで個別事業ごとに国の認定を受ける必要があり、その申請の際には毎年度の事業費、寄附額、KPIと言われる重要業務評価指標というものの設定、それから寄附企業の見込み等が必要で、それらに変更となる際はその都度変更手続が必要でございました。令和2年度からは、地方版総合戦略に記載のある事業を大きくくりとして包括的な認定を受けることが可能となり、基本的に個別の変更手続も不要となるなど、認定手続の簡素化が図られたところでございます。また、併用可能な国の補助金、交付金の範囲も大きく拡大をされております。これらの運用改善により、企業側、自治体側の双方にとって制度を活用しやすくなったことが寄附件数の増加にもつながっているものというふうに考えております。

次に、共感パートナーシッププロジェクトについてでございますが、この言葉は企業版ふるさと納税制度の開始に合わせ、町で作成したチラシなどで使用しております。ニセコ町における企業版ふるさと納税制度の活用は、まちづくり基本条例第50条、町外の人々との連携の下、ニセコ町のまちづくりを多様なパートナーと一緒に進めていくための仕組みの一つとして考えていることから、その対象事業を共感パートナーシッププロジェクトとして一くくりにしてPRをさせていただいているところでございます。今後ともPRに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） まず、現在のニセコ町の個人版ふるさと納税は、先ほど町長もおっしゃったように、今はふるさとチョイスという専用のポータルサイトを利用されています。返礼品としては、今お米や野菜類、お酒、飲料類、菓子や旅行、リフト券、雑貨やファッション、工芸品など、全部で64件のお礼の品目がその中には掲載されております。ただ、同じものでも寄附金額の大小で重複しているものもあるので、種類としては実績は28種類ありました。近隣町村をちょっと調べてみたのですが、返礼品数見てみますと、ニセコ町は64件に対して、京極で78件、喜茂別で60件、真狩で43件、蘭越で81件、倶知安町になりますと151件になります。ちなみに、寿都ですと171件となっています。令和元年度のふるさと納税の寄附金額もちょっと調べてみました。ニセコ町が2,300万円に対して、京極で3,200万円、喜茂別で3,100万円、真狩で2,800万円、蘭越で2,500万円、倶知安になりますとニセコ町の約10倍の2億3,600万円となっております。ちなみに、寿都町ですと11億1,300万円で、管内の少ないところになりますと泊村の50万円、神恵内の66万円、島牧の28万円というふうになっていました。

今ランキングというのも出ているのです。先ほどちょっと町長もおっしゃっていた件であります。今179市町村に道を入れた180道市町村というので見ますと、ニセコ町は平成30年は136位、令和元年度は147位というふうになっておりました。今のニセコ町にとって個人版ふるさと納税というのは、いろんな事業に使えるというふうなことももちろんありますが、僕は大きく2つのメリットがあると思います。1つは、近い将来に向けて考えなければいけない財政上の問題として貴重な自主財源が得られることであるということ、もう一つは、今新型コロナウイルスの影響で売上げが落ち込んだ町内事業者の特産品だとか各種サービスのお礼の品として売上げに貢献できることだということをおもっています。また、現在のコロナ禍でふるさと納税に関するあるアンケート調査によりますと、巣籠もり需要が後押しとして返礼品に注目が集まっており、あるポータルサイトによりますと、約半数の自治体で今年の4月から9月の寄附額が前年同期比50%以上増加したという調査結果があります。今通販事業者もそういった意味では好調だというふう聞いておられますが、こういうときだからこそ非常に必要な制度なのでないかなということも言えます。

ここで質問させていただきます。先ほど財政上の問題ということも町長おっしゃっていましたが、私のほうは今後個人版のふるさと納税というのはさらに力を入れていくべきだというふうに思っておりますが、まずその点をお伺いしたいと思います。

それとあと、力を入れる中には、今使っているふるさとチョイス以外にも楽天ふるさと納税とかふるナビ、さとふる、皆さんも何かいろいろ聞いたことあると思いますが、そういった大手ポータルサイトもあります。今こういった利用しているふるさとチョイス以外のポータルサイトを利用してさらに寄附の取扱い額を増やす努力をしてはいかがでしょうかというのが2点目の質問です。

次、企業版ふるさと納税に関してです。今ご説明もいただきましたけれども、以前よりも利用しやすくなったといっても、個人版ふるさと納税のようにシンプルではないですので、企業から見て非常に相変わらず利用しづらい、分かりづらいものだというふうに僕は思います。これせっかくいい制度なのに非常に残念です。実際に数字上で見ますと、個人版が約5,000億円の寄附額に対して企

業版は約400億円で10分の1以下なのですね、今現在。ただ、令和元年度で北海道内の寄附額の高額な町村見ると、東川町が1億4,400万円集めて、この中では目を引いております。これは全部で計7社のご寄附でここまでなっているということなのですが、町長もご存じだとは思いますが、東川町のほうのホームページとかを見ても非常に分かりやすいし、プロジェクト名も人材育成に関わるということが非常にすぐ分かるタイトルで、これも企業にとっても分かりやすいのかなど。どこまで営業に力を入れたのか、ちょっとそこら辺は僕も不明ではありますが、企業版というものに力を入れて進めるのであれば、寄附する側の企業側の目線で分かりやすいホームページとするだとか、もちろんこれはつくる必要もありますし、何よりも企業側に積極的に働きかける、営業するというふうに捉えてもいいと思うのですが、そういうことが必要なのではないかなど。また、企業と自治体をつなげてくれるサービスというものも見受けられるようにもなりましたので、そういったものを利用するというのも一つの手段かなど。町長も先ほど申し上げたホームページでも呼びかけられておりますけれども、こういったさらに具体的な手法を取り入れて攻めの戦略です。この企業版に関して入れてはどうかというのが3点目の質問になります。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの再質問の何点かにお答え申し上げたいと思います。

力を入れていくべきだということでございますが、毎年毎年ニセコ町に物語があるところとそれぞれ協議しながら、現在も相当数毎年数多く入れさせていただいているところでありますので、今後ともスキー場を含めたいろんなところとの関係を強めて数を増やしていきたいというふうに考えております。

また、ポータルサイトを増やすべきということで、なかなかこれ悩ましいです、正直言って。手数料の問題もありまして、10%以上が手数料となっていくので、今七つ、八つ、大手もありますし、その辺全部に加盟してやるのがいいのかどうか、ちょっと検討させていただいて、価値あるものはできるだけ幅広くというふうに考えていきたいというふうに思います。また、その点ここはいいぞという具体的なものがあれば、またご指導も賜ればありがたいと思います。

それから3点目の企業版、分かりやすくなったといっても企業から見分りづらいというのは確かにそのとおりで、企業としての価値がなかなか見えづらいということもあると思うのです。東川町さんは、ご存じのとおり私どもずっと付き合っているいろんな情報交換している町であります、日本語学校をつくったり、様々な挑戦をされていて、そこに対する具体的な受け皿をつくっているということで、そこは大変参考になりますので、その辺も今うちでも一部動いているこういった似たような事例ありますので、そこは明確にして寄附を募るということも検討してまいりたいというふうに思います。

それから、4点目の企業側にももう少し営業すべきでないかということでありましたが、確かにそのとおりでありますので、できるだけいろんなネットワークを通じながら情報発信に努めてまいりたいというふうに、思います。

5点目の具体的にもっと攻めるべきということでありましたが、その辺は肝に銘じて、また職員ともどんなふうな形がいいか他自治体の事例も参考にしながら勉強させていただきながら、実践に努

めてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） ぜひいろんなポータルサイトのほうに幅を広げていただきたいなど。手数料の件もちろんよく僕も理解しているつもりでありますけれども、総額が上がれば手数料が多少取られても残るものは大きくなりますので、それは企業の売上げと全く一緒の観点になりますので、ぜひそれはお願いしたいと思えます。

先ほど個人版ふるさと納税の返礼品の数を増やしていくというふうにお話をいただいていたけれども、全国的に見ると新型コロナウイルスで影響を受けている事業者の支援を目的としたものというものも実際増えてきています。例えばいろんなところで使える宿泊ツアークーポンというものですとか、地域限定旅行クーポンというものですとか、あと電子感謝券というものもあります。いろいろとこれ種類今あります。個人版のふるさと納税でこういったクーポンとか、先般の経済対策でつくったような地域商品券というものもありますけれども、こういったもの、要は町内のいろいろな事業者、店舗で使えるような、そういった返礼品を加えてはどうかというふうに僕のほうは思っております。いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今言われた中でも実際今検討させて動いているところもありますが、その辺リゾート観光協会含めて、新たなニセコならではの商品開発、こういったメニューあるぞというのも出していければいいなというふうに思っておりますので、検討していきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、榊原龍弥君。

○4番（榊原龍弥君） 4番、榊原です。通告に従いまして一般質問させていただきます。よろしく申し上げます。

コロナ長期化に対する今後の経済面での対策について。新型コロナウイルスの影響が長引いていますが、特に経済的な影響について質問いたします。Go To Travel、Go To Eat、持続化給付金といった国の経済対策は、観光、飲食業者に対し、一定の効果を示したとは思いますが、ニセコ町においては冬場まで持ちこたえれば何とかなんと頑張っておられた事業者が多くおられる中で、12月に入った現在の状況を見るとその方々は存続の危機に瀕していると私考えています。特に中小零細の事業者は、手持ち資金も尽きて、新たな借入れをしようにも出口が見えない中では返済計画を立てにくい状況です。雇用も維持できず、縮小はおろか、廃業する事業者も予測されるところです。町長は現状どう認識されているか、またどうすべきだと考えているかについてお聞かせください。国の一律の対策とは別に、地方創生交付金等を使ってニセコ町独自の対策を立てないと相当な経済的な打撃を受けると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの榊原議員のご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町内の各産業における経済状況は、極めて厳しい環境に置かれているものと考えております。特に観光業においては、新型コロナウイルス感染が拡大している状況下において、道内のみな

らず国内の旅客、お客さんの減少、外国人観光客が皆無となっており、スキー場や宿泊事業者、飲食店などでは大きな影響を受け、経済的な打撃は甚大であるというふうに考えております。こうしたことから、本町では新型コロナウイルス感染の影響を受け始めたことに鑑みて、適宜町内消費を回復させるための様々な施策に取り組んでまいりました。また、これら経済施策によってある程度水準まで回復も一時的に見られましたが、なかなか厳しいものが継続しているというふうに考えております。さらに、冬場に入り第3波と言われる新型コロナウイルス感染拡大が進んでおりますが、ニセコ町としても新たにプレミアム商品券の発行などの独自の経済対策を進めているところでございます。国も施策の延長など、感染拡大が続いている、長期化しているというような状況でありますので、今後とも町としても地域経済を下支えすることで資金を循環させ、経済を回すことを念頭に諸施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも国に対しても地方への応援をお願いするとともに、地方創生交付金につきましてもニセコ町だけ考えますと2億4,700万円、今のところ三次はまだ来ておりませんが、来る見込みとなっておりますが、実際現在使っているコロナウイルス対策費は3億1,500万円いうことでありますので、6,700万円ぐらい持ち出しをしながら、財政調整基金を取り崩して感染対策を行っているというのが実情でありまして、こういったことの実情も国や道に訴えて、次のステージを迎えられるように努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） 町長のお答えの中で、下支えをして経済を回していくということは分かるのですが、皆さん苦しい状況であるとは思いますが、給料や売り上げが変わらない業者さんもいらっしゃる。それから、もしかしたらちょっと収入が増えている方もいらっしゃるかもしれませんが、少し失礼な言い方かもしれませんが、壊滅的に打撃を受けている方がいらっしゃるというような声をお聞きしているわけなのですが、SDGsであるとか、それから相互扶助という考え方でいくと、一番困っている方に対してもう少しピンポイントでの対策というものが打てないかというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 本当に困っている方にピンポイントで対策を、実に重要なことであります。ぜひ具体的な事例として、例えばここにこういう事業者がおられて、あるいはここにこういう方がいて、今本当に困っているという実情があれば、ぜひお知らせいただきたいと思っております。我々も情報収集して、できるだけ個別の対応でしっかり公共として応援できるものはこの正月に向かっても応援してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原君。

○4番（榊原龍弥君） そこは、個別にまた改めてご報告させていただきます。

その中で一つの考え方として、私融資という手があると思うのですが、言葉ちょっと選ばないで言いますと、あるとき払いの催促なぐらいの融資を実行して、それを町が保証するということをして、これは補助金とかではなくて、基本的には回収できるものと考えて、焦げついた分だけを町の予算として、あらかじめある程度の予算枠で組んでおくとかということができるとは

れども、そうすると、先ほど町長に個別にご相談すると申し上げたのですけれども、そうすると私が知っている方々は結構助かるのではないのかなと思うのですけれども、融資という考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 融資につきましては、これまでもご説明申し上げますとおり、北海道信用金庫を通じての融資制度、信用保証協会の保証料、それから利子も全額町で持つということで、据置期間も長くして、かなり利用度の高いものを用意しております。そういったものをご活用いただければいいと思いますが、今おっしゃった無期限であるとき払い、焦げついた場合は町が持つということは私たち税を預かる者としてなかなか厳しいものがあるのではないかと、公平性、公正という面でなかなかそういう制度設計が難しいなと正直思います。ただ、つなぎ的な何かそういうものができるのであれば考えたいと思いますが、皆さん聞いても、あるとき払いで焦げついたら町が持つけれども、お金貸しますということが皆さんの合意形成としてはやっぱり公共としては相当ハードルが高いなというふうに思います。また、もう少し皆さんがああ、そうだなという制度設計の具体的なご提言等あれば、ご指導を賜ればありがたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。5番、斉藤うめ子です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

1件目、教育長の教育ビジョンについて伺います。去る10月1日に教育長に就任された片岡教育長は、34年間、公立学校の教職員のみならず、教育行政にも携わり、さらに8年間、私立専門学校、高等学校、大学教員と合わせて42年間教育に関わってこられました。北海道の教育に豊かな経験と造詣が大変深いと理解しております。そこで、片岡教育長の教育ビジョンについてぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） どうぞよろしくお願いいたします。斉藤議員のご質問にお答えいたします。

教育ビジョンにつきましては、令和3年度ニセコ町教育行政執行方針に具体的に述べる予定でございます。現在取りまとめているところでございます。具体的にはそのときにご説明をさせていただきたいというふうに思います。さて、私が10月に着任して以来2か月少々過ぎたところで、私自身も少しずつ地域の様子も分かるようになってまいりました。そういう中で、教育長として現在考えていることについて考えを述べさせていただきたいというふうに思います。特に学校教育につきましては、各学校が主体性を発揮し、様々な特色ある取組を実践できるよう支援する所存でございます。その上で、各学校が多様な取組を展開できるようにするため、他の高校や大学及び団体などと連携するなどして新しい情報を吸収し、多様性のある教育環境を充実したいというふうに考えてございます。そのためには、選択と集中の考えの下に、具体的に何をしたか、何ができるようになったかを検証しつつニセコ町の教育を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

教育におきましては、これまでも不易と流行ということがよく使われておりますが、変えるべきでない基本的なものは堅持し、その時代、その時々、その教育的、社会的ニーズを踏まえ改善していくことが重要であるというふうを受け止めております。私は、ニセコ町の教育推進のために、特に地域住民には移住者が増えてきており、多様な価値観や考え方の人たちが多いというふうに伴っておりますことから、共通性と多様性を基本として、具体的な取組について選択と集中の考え方で具体的に改善していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今教育長、来年教育ビジョンをまた発表されるとおっしゃいましたけれども、ただいまの答弁の中で主体性とか多様性とか、具体的に何ができるか、共通性とか多様性という言葉を繰り返し述べられているのですけれども、私がお聞きしたいのは、まず教育長が就任の翌日の道新の取材に対して、ニセコならではの特色を生かした教育に取り組む、それから観光や英語など特色ある教育で地域と連携して町の活性化にも役立てればというふうに答えられております。こういう言葉はこれまでも繰り返し、片岡教育長に限らず、耳にして伺ってきましたけれども、特色を生かした教育というのはもう少し具体的にどのような特色を生かした教育を考えられているのか、それから観光や英語などの特色とあるのですけれども、そして町の活性化をということで、実効性あるものにするにはどういうことを考えておられるのか、もう少しその辺りを具体性をお話ししていただきたいと思います。お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、やはり教育行政を進める上ではどうしても総花的な執行方針等になりがちな部分がございますので、私としては小中学校、高校を含めて今いろいろ話し合っている中では、このニセコ町にたくさんの方の外国の方がいらっしゃるというグローバル教育とか、そういう中では具体的には学校教育の中で英語教育を進めていきたいというふうに考えております。そういう中では、特に物的、そういう資源も大事ですけれども、人的な資源、それを支える教職員、そういうことをしっかり支援できる、そういう体制を考えてございます。

それから、もう一点念頭に置いているのは、GIGAスクール構想で1人1台端末ということが今施策として進められて、本町におきましても年度内にはそういう体制ができて、授業を進められるというふうになっております。実際にこういうコロナの状況で、リモート授業ですとか、そういうことが非常に大切であるし、これからもさらにまた学校が休業というようなことがあれば、そういったICT教育、あるいはGIGAスクール構想にのっとった施策が大切であるというふうに考えています。そういう中で、特に人的な支援と、それからソフト面での支援、具体的に先生方がそういった授業を展開できるようにするために、先生方が活用できるソフト面での支援についても今後検討していきたい、進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ありがとうございます。私ちょっと思い出すのですけれども、以前ですけれども、海士町の島前高校の例をすぐ思い出すのですけれども、これ教育長ではないのですけれ

ども、海士町の町長が就任した当初、ちょっと読んだことがあるのですけれども、今はもうインターネットにも何にも載っていませんけれども、そのときはどん底の状態の高校の中で、10年以内に必ずこの高校から国立大学の入学者を出すという信念の下に高校振興策を打ち出して、そして見事にそれを実現させたということが大変印象深く覚えております。ですから、具体的にこういうものを必ず実現するという、そういう目標、ニセコでこれだけは実現させたいというしっかりとした目標、具体的な目標というのがあればぜひ伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 2か月少々のところ具体的にこれだけというのははっきり今申し上げられませんけれども、私としては、まず高校の問題がいろいろありますので、生徒募集を積極的にする中で、生徒がたくさん入ってくる、そういう中でより優秀な学生がぜひニセコ高校に来たいというようなことが町内はもとより道内、全国から来ることによって全体的に生徒の質の向上等も確保されていくものというふうに考えてございます。ニセコ町の観光ですとか、そういったことを前面に出していくということは基本的なこととして考えてございます。そのためには、高校問題として課題である生徒募集や寮の問題、そういったことをまず具体的にきちっと実行していく。その上で、さらに議員のご指摘のようなそういうビジョンをぜひ打ち出していきたいというふうに考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤議員、質問を続けてください。

○5番（齊藤うめ子君） 2件目、制服のリニューアルについて伺います。

来年度からニセコ高校は制服をリニューアルし、モデルチェンジを行うと発表しています。制服選びをより自由にとのことですが、この制服の自由選択制について伺います。新しい制服では、男子はブレザーとスラックス、女子はブレザーとスカートとなっておりますが、女子生徒のスラックス着用については見当たりませんが、どのようにお考えになっているのか教育長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

10月9日に行われましたニセコ高校の体験入学時に制服のリニューアルについて発表したところであり、その内容は新聞等でもご紹介いただいたところでございます。男女ともにネクタイやリボン、スラックス、ニットベストなどを組み合わせたことで多様な選択ができるというものでございます。ご質問いただいた女子生徒がスラックスを選択することについても学校では想定しており、特段の制限を設けてはおりません。教育委員会としても学校の考えを支持しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいま教育長から特段制限を設けていないという答弁でしたけれども、町なかでポスター、大きな等身大のポスター、公の場所にほとんどのところにポスターが張られていて、そして女子は組合せ、リボン3種、スカート3種、ニットベスト3種、組合せは計27種類、ポスターに書いてありますけれども、男子もネクタイ、スラックス2種類で組合せ6種類というのがポスターに書かれていて、特段設けていないとおっしゃいましたけれども、あのポスターを見ますと、皆さんははっきり男子はスラックス、女子はスカートしかないのではないかというふうに取りられても仕方がないのではないかと思いますけれども、そういうところをきちっと公に公表するのは必要ではないかと思うのです。それと、これだけ新しい制服をPRしている。新聞にもファッションショーの様子だとか、そういうことが載っているのですけれども、北海道のファッション専門学校から指導を受けて制服のファッションショーを展開したということで載っているのですけれども、それはそれで楽しくていいかもしれませんが、あまりにも制服のPRが前面的に出ていて、果たしてなぜこんなにまで制服を宣伝しなければならないのか。そして、町民の方から、中身は逆にどうなのというような質問まで出ております。その点について教育長、いかがお考えでしょうか。最初に申し上げたスラックスが一つも載っていないのです。ポスターから、それから写真から、全てにわたってそこには書いておりませんから、これは一方的に植えつけられたというか、男の子はスラックス、女の子はスカート、女子にはスラックスの選択肢がないのではないかというふうにはしか見えないのですけれども、そこはやっぱり載せるべきではないかと思えますけれども、なぜこういうことになったのか、その点も伺いたしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ポスターの作成上、一般女の子がスカートというところがあって、そこまでのスラックスをわざわざ着用させているということまでは考えてはいなかったと思います。議員ご指摘のように、そういうことは最近いろいろ男性、女性、基本的なそういう性認識の考えとかもございまして、その辺りについては今後十分考慮して作成してまいりたいというふうには思っております。実際に学校のほうに具体的にいろんなところへ訪問した折にも聞いた場合には、極端な場合男性がスカートを選んではいっても駄目ではありませんと、特に女性がスラックスをはくというのは、こういう豪雪地帯で私どもが通学していた時期も必要に応じてそういったことに対応するというのは学校としては適切に対応しているというふうを考えてございまして、その点につきましては今後ポスター等の作成についてはそういった点も十分考慮して作成してまいりたいというふうに考えてございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） もう一つ、この件に関しては、実は2018年の9月議会で女子のスラックス着用について質問しました。そのときに教育長は、実際にスラックスはいている生徒はいなかったのですけれども、それから購入時にも選択肢の中に載っていなかったことがありまして、そして今までは保護者から申出があれば柔軟に応じるという回答でした。基本的には学校は選択できるということで、今後両方を併記する。案内する際には確認して、それを今後周知を図っていきたく

いうことを答弁していらっしゃいます。ところが、今2年たって、そういうことがなされていなかったということはその点が伝わっていなかったのかなというふうに思いますので、今LGBTの問題とか、そういう問題も関わってきますので、そこはきちっと高校としても配慮して、教育委員会としても配慮すべきではないかと思います。今後どんなふうに変えるということで、周知はされるということでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員ご指摘のとおり、その点につきましては今後も、既にいろんなところで、願書の様式等にも性別の記載を省くと、そういったことも進んでございますし、十分そういったことについては配慮して進めていくというふうに、委員会としても認識してございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） 4件目に参ります。リカレント教育について伺います。

リカレント教育とは、単純に言うと職業能力に関わる社会人の学び直しということです。少子化で子どもの出生数が著しく減少する中、高等教育への進学率は増加しており、また一方、社会人の学び直しの要望が大変盛んになってきています。全国の国立、公立大学をはじめ、私立大学でも社会人入学のコースが開かれています。遠隔地にいても学べる通信制教育や放送大学もあります。高等教育を受ける機会をこれまでの18歳主義から25歳以上の年齢を問わず大学で学ぶ機会を広げていくことが今後さらに求められています。そこで、ニセコ高校に専門性の単科学部を併設して、職業の学び直しやもう一度大学で学んでみたいという方たちのために門戸を開いてみてはいかがでしょうかと思いますが、町長、教育長のお考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

議員がご提唱されますリカレント、社会人の学び直し教育ですが、近年日本の雇用形態が多様化していることや人生100年の時代を背景に日本でも注目されており、休職や退職をせずに働きながら学び直すという生涯学習の一つとして捉えられていると認識してございます。また、男女を問わず若者から高齢者まで全員が活躍する社会の実現に向けて重要なテーマであるとも考えております。斉藤議員ご提案のニセコ高校を活用したリカレント教育の展開ですが、同校に専門性の単科学部を併置するというにつきましましては現状ではかなり難しいと考えられますので、現在ある大学の通信制教育や様々なこれまでもあるリカレントに結びつくような、そういう受講機会を活用されることが現実的であるというふうに考えてございます。今後リカレント教育に関する資料の収集や事例の研究に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

リカレント教育というのは大変大切なものだというふうに考えておりますので、町としても教育委員会の取組に対しては支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） ただいま教育長と町長から答弁いただきまして、教育長はなかなか難しいけれども、検討するという方向だったと思いますけれども、それからまた町長も支援していきたいということをおっしゃいましたので、今後期待していきたいと思っていますけれども、現実にはニセコ高校、今定員40名なのですけれども、少子化の中で定員を満たすということはなかなか難しいことがあるのではないかと思います。また、近隣の高校との奪い合いと言ったらなんですけれども、皆さん生徒を募集したいということで頑張っていらっしゃると思うのですけれども、よほど特色ある授業内容とか、いろんな問題はあるかと思いますが、これは高校の定員数を例えば今よりも少なくして、それと今申し上げたリカレント教育ができるような専門的な授業をそこにつなげていくという形、それを難しいというふうにおっしゃったのですけれども、文部科学省も一生懸命力を入れて今進めているようなのです。難しいとおっしゃったのですけれども、どういう困難なことがあるのか、そういうことが一つでも二つでもあれば教えていただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） 私のほうから高校の定員の関係についてお答えを申し上げます。

うちの学校は、今1学級40名ということで、ある意味最低限の規模ということになっています。今の基準でいきますと、これが要は1桁の生徒しかいないのが数年続いたりすると、要するに学校の閉校というか、今は北海道から教員を派遣をいただいているような状況ですけれども、それを全て町村立化をして自前でやるのか、どこかと合併するのとか、そういうことを考えていかなければいけないということです。ですので、この人数を減らして何かをするということは、ちょっと違うことになってしまうというか、学校の存続に関わる話になってくるということになりますので、このリカレントはリカレントとして今文科省のほうも当然力を入れられているとは思いますが、高校という機能とは必ずしも同居できるものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（齊藤うめ子君） 次に参ります。最初にちょっと訂正させていただきたいのですけれども、社会教育委員会と書いてあるのですけれども、これ委員会議というふうに訂正していただきたいと思います。というのは、社会教育委員会というのはないということを北海学園大学の内田先生からご指摘いただきましたので、そこはちょっと訂正していただきたいと思っています。

では、まいります。社会教育委員会議の在り方について。近年社会教育の重要性はますます高まっています。人生100年時代と言われる今日、人は生涯にわたり学習することにより自己を高め、その学びを社会に生かすことでより豊かな人生を送ることができると言われています。そのため、社会教育を生涯学習という言葉に置き換えているところもあります。しかしながら、一般的に社会教育とは何か、その存在が認知されず、重要性が十分に認識されていないのが現状のようです。ニセコ町の社会教育委員会議は、その在り方について見直す必要があるのではないかと思います。

そこで、以下の点について伺います。社会教育委員会議の組織体制の在り方として、委員の選任方法、出席状況、委員会議の開催と活動状況、委員の報酬について教育長のお考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、社会教育委員につきましては社会教育法により設置、職務及び委嘱の基準が規定されてございます。本町では、ニセコ町社会教育委員設置条例及びニセコ町社会教育委員会会議の運営に関する規則に基づき、社会教育委員会として教育委員会が事務局となり運営してございます。委員の選出方法につきましてはですが、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者の中からニセコ町教育委員会が委嘱し、定数は10名以内、任期は2年とすることをニセコ町社会教育委員設置条例第2条及び第3条において規定してございます。これらの規定に基づき、各分野の方から幅広くご意見をいただき、ご助言をいただくため委嘱してございます。例えば学校教育分野ですとか、スポーツ分野、文化分野、そういったところから6分野から7名、そして公募委員3名ということで、現在1名欠員ございますけれども、10名の方が就任されてございます。

出席状況につきましてですが、委員の皆様にはそれぞれのお仕事やご家庭の所用などにより、全員の方にご出席いただけないところが現状でございます。そのため、事前にいくつかの会議開催候補日をお知らせし、多くの方が出席していただける日に会議の開催を設定するなどの工夫をしているところでございます。

委員会の開催と活動状況につきましてでございますが、近年の2018年には6月と2月の2回開催してございます。6月には第1回社会教育委員会会議として委員長、副委員長等の互選あるいはその年度の社会教育計画等を協議してございます。2月には、その実施状況の報告等を含めまして、その年度の事業の内容などについて取りまとめているところでございます。2019年にも6月に同様の会議が開催され、7月から1月にかけては具体的に第7期中期社会教育計画の策定ということで、その策定に係るワークショップを6回ほど開催している状況でございます。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染等の影響がございまして職員の活動会議の開催がずれ込んでございます。7月に第1回目の会議を開催し、活動計画等を協議してございます。10月には自主研修ということで取り組んでございます。また、12月にもさらに具体的な取組について検証を深めたいということで、その開催に向けて取り組んでいるところでございます。

委員の報酬につきましてですが、委員の報酬につきましては非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例に基づき、第2条第3項の規定に委員長、年額5万5,000円、委員、年額4万5,000円というふうに記載されてございます。それぞれ9月末まで及び3月末までの2回に分けて支給させていただいているところでございます。

以上のおりご回答申し上げましたが、組織体制の在り方につきましては、本年7月開催の社会教育委員会会議におきまして社会教育委員会会議の発展的展開のための方策につきましてご論議いただいているところでございます。特に問題ないというふうに考えてございますけれども、今後も、斉藤うめ子議員には社会教育委員長としてご活躍いただいております。また、委員各位のご意見なども十分に伺いながら円滑な社会教育委員会会議の運営に努めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 社会教育委員会議の規則にのっとって、組織体制がありますということで今ご説明いただいたのですけれども、実際に各自治体にあります社会教育委員会議の方々と交流がありまして、意見交換をしていく中で、かなりそれぞれに自由なやり方がありまして、例えば今その選出方法、詳しいところまでは踏み込んで把握してはおりませんが、選出方法にしても、それからまず出席状況、ここに過去10年間の出席状況を全部リストを作っていただきました、教育委員会に。そうしましたら、出席状況、10年間ですから、教育委員会が諮問して委員会議が開かれるということがあるので、年3回だったり2回だったり、中には1回しか開催されなかったり、それから去年は中間報告策定のために7回開催しているとか、その年によって開催の回数は違うのですけれども、これ一律に今説明受けましたけれども、報酬が年間、予算書によりますと委員の報酬は45万円となっているのです。それで、出ても出なくても自動的に振り込まれるという組織のようなのですけれども、それは少しおかしいのではないかなということで、ほかの委員会議の方々と意見交換というか、情報交換している範囲では、出席した人に1回ごとにいくらとか、そういう報酬を払っているのがほとんどでした。それで、その額も1回が3,000円だとか、多いところでは5,000円とかありましたけれども、それで中には年間で2万円ということもありました。ニセコ町の4万5,000円とか5万5,000円という、この金額というのはどういうふうに決められているのか。

それで、仮に過去において年に1回しか開催されないときに、欠席したらそれで自動的に振り込まれるという形になっているようなのですけれども、それと委員の選出において、何人かの過去の方も含めていろいろとお話ししたことがあるのですけれども、公募委員に関しては結構書類審査、きちっと書類を出して、そしてその目的とかいろんなことを全部書いて提出しなくてはいけないのですけれども、そのほかの充て職の方々7人に関しては、教育委員会から電話一本でお願いしますということで、ちょっと無理だと言ったら、いや、名前だけでも、名義貸ししてくださいということをお過去に2人ぐらいですか、そういうお話を聞いたことがあります。それで、数年前ですけれども、公募の委員さんなのですけれども、1回参加して2万くらいというのは、これはどういうことなのかということをお質問の方がいたのですけれども、その辺り私は、これも税金ですから、こういう使い方をするのは町民の方もこれを知ったら怒るのではないかなというふうに私は思いました。

それから、委員さんなのですけれども、日本にいらっしゃらない。海外から応募して、まず絶対に委員会会議には参加できないという方も在籍しているのですけれども、これは実際にはそういう方も委員に入っていて、名前だけ登録していただくということがあるということは、これはもう少し検討して、いろんな教育委員会の規則はあるとおっしゃっているのですけれども、社会教育委員会議、ほかの委員会議どんなふうになっているのか分かりませんが、抜本的な改革が必要ではないかなと思っています。

それから、もう一回私もきちっと規則を読まなくてはいけないかと思っていますけれども、何度か読んでいたのですけれども、これがニセコ町だけなのか、教育委員会全体がそうなのか、ちょっとそこところが判断できなかったのですけれども、委員の選出の方法、今有識者とかいろんなこ

とおっしゃったのですけれども、私はこれこそが社会教育、社会教育というのは生涯学習と今申し上げたのですけれども、町民全てに、前から申し上げているように無作為抽出方式で選んで、そして受けてくださる方になっていただくという方法を採用するのも非常に大事なのではないかなというふうに思っています。充て職といっても、それぞれの学校の代表とか、体育とか文化協会代表から出ていらっしゃるのですけれども、そういう形が圧倒的に多いのですけれども、そういうことを取っ払って、学校関係者は校長先生方は2年とか3年とかで替わられるので、入替えが結構ありますけれども、そういうことも考えて、もっと社会教育ということを重要に考えて検討、本当に今申し上げた抜本的な改革、改正が必要ではないかというふうに思っております。規則によって変えられない部分もあるということがあるかもしれませんが、規則は私たちのためにある規則ですから、それは必要に応じて変えられるところは可能な限り変えていくのが基本ではないかなというふうに思っています。これについて教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 社会教育委員会議の事務局の者としてご説明したいと思います。

委員長、ご質問ありがとうございます。それで、委員の選任方法につきましては、ご質問の充て職は機能していない、公募と無作為抽出による委員で構成すべきではないかというご趣旨のご質問があったと思いますけれども、これらにつきましては社会教育に関する各分野の方々並びに地域の方々、地域に精通されているの方々より幅広くご意見並びにご助言、ご指導いただき、本町の社会教育行政の施策に反映したいという趣旨でございます。それで、無作為に抽出するという事例、前に委員長さんも言われていましたけれども、無作為ということになると誰が抽出されるか分からない。その中で、その方に社会教育委員についての趣旨を説明して、そこから選任始まるということで、そのことについては現実的ではないと考えております。

あと、委員の報酬につきましては、会議に出席した委員に対してその都度報酬を支払うのが筋ではないかというような趣旨のご質問があったと思いますけれども、これらにつきましては社会教育委員の職務の遂行に当たりまして年間を通して調査研究などを行うとの目的から、会議の出席に対してではなく年額による支払い形式としているところでございます。報酬の基礎額につきましては、委員長が5万5,000円、委員が4万5,000円と規定してございますけれども、このほかの非常勤特別職の報酬額とのバランスを含めた中でかねてから計上しているというところでございます。

それと、委員さんの中で外国に行ってそのままいて、いないのではないかというご指摘だったのですが、社会教育委員さんの任命のときに日本にいらっしゃったのですが、海外で教鞭を取られるということで行かれた方がいます。その際その方と、情報をお教えして、その方のご意見を電子メールでいただいたりということで、実際的には委員さんとの情報交換は機能していたということですので、現在は日本に帰ってきておりますので、その辺りは現実をちゃんと把握していただきたいなと思います。

それで、これまでの欠席、出席状況が振るわないということがあって、委員長からもご指摘があったところなのですが、それを前向きに今後改善していきましょうという趣旨の中で協議をさせていただいたと思います。それを基に、今後の社会教育委員会議在り方につきまして発展的に展開し

ていきたいと思います。ということで、原点に立ち返って前向きな姿勢で考えていきたいと思います。ということで、ご議論させていただいた経過があると思います。

参考までに、ご存じだと思いますが、正副委員長と事務局との実効的な連携、これは社会教育委員会会議の運営に係る情報交換や方策の検討、それと委員長から各委員への明確なメッセージ、方針の提示に基づく意見交換、これがあります。それと、会議を定例化するというので、皆様のご都合、それぞれお仕事等いろいろあるものですから、なかなか全員が出席できていないというのが実情なのですが、これらを会議を定例化して、活動の意識づけと定着化を図っていきたいと思います。それと、任務、職務の具体的な意識づけということで独自研修ということがありました。それで、10月も行っていて、新たに今月の23日に行うことになっております。それと、昨年第7期中期計画を策定したに当たり、皆様からご意見いただいたところなので、それをさらに掘り下げて議論を深めていきたいと思います。それと、それらに基づきまして社会教育委員会会議としてどのような立場で携わるかということで、これら議論を深めて教育委員会に提言すると、本来の社会教育委員会の在り方について検討しようということで議論していただいたところでございます。まだまだ実行途上ということでございますけれども、これらの活動内容に基づき発展的に改善していきたいと思います。この辺りご承知とは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 実は、この問題に関しては前教育長の菊地教育長に1度ならず2度ほどお話しに行きましたけれども、実際にはそれには、これはまたこの次という感じで引き延ばして、取り合っただけなかったということがあります。

もう一点、報酬なのですが、これは決まっているというようなことをおっしゃいましたけれども、ほかの社会教育の委員さんに伺ったところでは、それぞれにやり方が違うのですが、ニセコ町もそういうところは改善すべきところはしてもいいのではないかなと思っています。先ほども申し上げたように、いろんな事情で出席できないということはやむを得ないことはあると思います。それと、仕事の関係で夜はどうしても難しいとか、そういう方が結構最初から分かっている方がいらっしゃるわけです。そういう場合に無理に、そういうことをよく確かめて引き受けていただく、最初から出なくてもいいよというようなことで名義貸しだけの形が過去にあったようですが、それはやっぱりやめたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

ですから、いくつかの点でまだまだ話合い、検討していかなくてはいけないかなと思っています。委員さんもやっぱり気持ちよくはないのではないかなというふうに私は思っています。実際にそういうことを言ってこられた委員さんもおりましたので、過去に。ですから、そういうことについて今後とももっと話合い、検討していくことが大事ではないかと思っておりますけれども、今後していただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 社会教育委員長を担っていただいている齊藤うめ子議員からご指摘の点

につきましては、私も前教育長とのその辺りの引継ぎ等が言ってなかったとすれば、その辺りについては今後十分に内容等について確認する中で、特に条例等で決まっております報酬等につきましても全体的に、社会教育委員会議だけというわけにいかないの、全体を見通した中で町のほうも含めながら、そういったことについては十分調査研究した上で適切に対応してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

(何事か声あり)

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時59分

○議長（猪狩一郎君） 会議を再開いたします。

佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） まちづくり基本条例第20条第2項により斉藤議員に質問させていただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 議長の権限において許可します。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ご質問いたします。

基本的にご質問はご自由かと思いますが、今まで双方で発展的な改善のために協議をしてきたところでございまして、ただ、今現在も途上のところのございます。本件につきましては、会を束ねていかれる代表者、委員長のご質問の内容としまして、社会教育委員会議そのもの、他の委員の皆様、私ども事務局、ひいては斉藤委員長ご自身を否定されるものではないのかと大きな違和感を感じているところのございます。これは私だけでしょうか。そこで、こちらから質問させていただきます。このたびのご質問の趣旨と背景につきまして端的、明確にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 急な反問権というか、反問されているので、十分にお答えできないかもしれません。後で追加することがあるかもしれません。

教育委員会議に出席していて、委員さんの方々といろんな意見を交換する中で、まず規則、規則とおっしゃるのですけれども、実際規則に従っていったらこの出席ではできなかったこともいろいろあると思うのです。開催できなかったこともあると思うのですけれども、実際には開催してやっています。事務局、こちらは委員長と言われても諮問されている側なので、あくまでも教育委員会が権限を持っているわけです。それに対して、私はこれはちょっと問題あるのではないかということとはふだんから佐藤課長にも申し上げてきたと思います。それから、先ほども申し上げたように、前の教育長にも話しに伺いましたけれども、なかなか取り合っただけなくて、やはり一番問題なのは社会教育委員に委任された委員さんの、私はこれははっきり申し上げて教育委員会の責任ではないかと思っていますけれども、そのときの委任するやり方なのですから、私は何人かの委

員さんとお話ししている中で知ったことですが、充て職の方たちは代表ということで非常に簡単に電話一本か何かで頼んで、受けるか受けないか、断ったら、ともかく受けてくださいということで、出席できなくても、こういう事情で大変だから出席できないということを申し上げても、いや、できなくても結構ですからということで頼んで、なっているのですからそういうふうに言われると、委員の方も堂々と欠席できるわけです。それは、私はいけないのではないかな。やはり社会教育委員という立場で引き受けるからには、それだけの自覚というか、そういうことが非常に大事だと思います。まず、選択というか、任命するときの選び方が問題ではないかなと思っています。

それから、今言ったように、諮問することがなければ、ここを見ますと年によって本当に少なかったときは1回とか、伺いましたら大体平均が2回だということなのですが、中間計画とか、いろんなことがあるときは6回とか7回になりますけれども、非常にばらつきがあります。そういうふうになると出席率もなかなか難しいことがあるのですけれども、まずは引き受けたからには出席することが原則というか、そういう自覚が必要ではないかと思っています。何度も申し上げますけれども、人間ですから、病気をしたとか、やむを得ない事情もあるかと思っています。私は過去に1回だけ欠席していますけれども、それについて教育委員会のほうから、斉藤さんも欠席しているのではないと言われていたので、私確かに1回ぐらい欠席したかもしれないので、調べました。そのときは、何か議会と重なっていたことがあったようなのです。それで欠席したことが1回だけあります。あとは、けがしたときも松葉づえを使いながら、本当は家で静養してなくてはいけないと言われていたのですが、やっとのことで委員会議に出ました。これは、一応案内出したときに欠席される方はお知らせくださいということを出していますけれども、される方とされない方と、それは教育委員会が把握していますから、私が一々あれしていることではないのですけれども、何の返事もないので、会議が始まって、待っていても来ないので、連絡してみたら、すっかり忘れていたとか、それから行くつもりだったけれども、急に家族が遊びに来てしまったから今日は休むとか、そういう軽い感じで欠席されている方もいらっしゃるのです。教育委員会の委員さんとか、それから議会もそうですけれども、これは準公務員として受けるからには、そういう自覚をしっかりとお伝えした上で引き受けてもらうことがまず基本ではないかなというふうに私は思っています。それで、これ1年半も2年近くもくすぶってきたものですから、きちっとお話に向き合っただけなかったということがあって、これはやはり公にして今後の課題として検討していかなければならないのではないかなというふうに思っています。

それと、報酬のことですが、報酬も、これ規則とおっしゃるのですけれども、これはニセコ町の規則で決めているわけです。ですから、それはまた条例を検討することも必要ではないかなというふうに思っています。教育委員会からの回答も私は本当に納得のいかないことが多くて、細かいこと言ったら切りがないことあるのですけれども、委員になる方はそれなりの自覚を持って引き受けていただきたいということと、それからなるときに、先ほども繰り返しになりますけれども、充て職と、それから公募委員の差が大きいのですね、はっきり申し上げて。というのは、充て職の方は電話一本で、何も書類がなくても問合せで引き受けとか引き受けないとか、こちらのほうはき

ちっと書類を提出して、審査されて、私も過去に2回応募しましたけれども、2回とも落とされました。それで、どういうふうな審査でしているのかということ問合せに行ったことがあるのですが、3回目にやっと採用されたということがあります。ですから、公募委員に対する書類と同じように皆さん全員にちゃんと文書というか、書いていただくのが、やっぱりそれは必要ではないかなというふうに思っています。

それぞれの自治体でやり方が教育委員会で違うと言えればそれまでですけども、そのところはこれからの問題として、まずその2点です。まず自覚が一番大事なことで、それを確認してから引き受けていただく。それから、出られないのだったら、それはお断りする。欠席が多い方にはやめていただくぐらいのことをしていただいたほうがいいのではないかと考えています。というのは、誰も引き受けてくれる人がいないということを前提のようなお話をされるのは私はとても残念だと思います。本当にこの町内にはそういう意識のちゃんとした方もいらっしゃるかと思います。ですから、そういう方に引き受けていただいて、社会教育、生涯学習、きちっと対応していただく、それが大事ではないかと私は思っています。

今はそれだけです。また質問ありましたら、いくらでもお受けします。反問お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） ここでバトルをするあれではないのですけれども、ちょっと誤解ないように、取り合ってもらえないというのはちょっと心外です。それで、先ほど来のご回答の中では、第1回目に質問したと同じことを言っているだけで、ですのでこちらとしてどう改善していくかということです。確かに報酬の在り方については検証は必要かもしれません。それで、あとはどのように運営していく、その辺りの反省を基に、過去の事例もそうですけれども、反省を基にどのようにしたら会議の運営スムーズにいきますかということで、委員長さんと事務局でお話しさせていただいて、目標を持った会議の運営の仕方。仕事がある、ないとかというのあると思うのですが、それと会議の出席の在り方については事前に会議の候補日をたくさん設けて、そのうち皆さんが多く出られる日に設定するというのが一つ、出席する率が高くなる方法としてやっております。実行しているところです。

あと、意識をそれぞれ持つということで自主研修会ということでご提案させていただきましたが、それらにつきましても一つの目標に向かって内容を共有するということですので、当初の頼まれたからやっているのだ、何がしたいのだ、その状況は分かりませんが、その辺りも最初に推薦していただくときに社会教育委員会会議の在り方についてのご説明は丁寧にしていかないとかならないと思っております。ですので、そもそも取り合っていない、何していないということは少なくともないと思いますので、ただ思いに沿っていないということはあるかもしれませんので、その辺りは反省したいと思いますので、ですので今後も社会教育委員会会議はなくなりませんので、ご議論をいただいで円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議場の都合により午後1時15分まで休憩します。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時11分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 次に参ります。5件目、フレイル予防について。コロナ禍における高齢者の健康維持とフレイル予防について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ終息の気配は見られません。ニセコ町内の様々な行事が中止となり、交流する機会が大変少なくなってきました。ニセコ町は65歳以上の高齢者が人口の3分の1近くに相当する約1,400人近くおります。そのうち80歳以上の独り暮らしの高齢者も約90人近くおります。特に高齢者は、コロナの感染を恐れて人との接触を避けるために閉じ籠もりがちの方が多く見られます。こうした中でいかにフレイルを予防し、健康を維持し、幸せに暮らし続けることができるかがこれからますます重要になるのではないかと思います。ニセコ町として、このコロナ期にフレイル予防のためにどのような対策を取られているのか、また今後どのような対策を検討されているのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの齊藤議員の質問にお答えいたします。

フレイル予防につきましては、今年6月のニセコ町地域包括支援センターだよりで、コロナ禍での予防の必要性などをお知らせし、7月号ではオーラルフレイルについて口腔ケアのご紹介をさせていただいております。また、コロナ禍にかかわらず、介護が必要とまらない状態を維持するための介護予防事業として、貯筋教室やすこやか健康教室、地区からの要望に応じて実施する出張健康教室などを感染症対策を講じながら行ってきております。介護保険制度の下では、一般介護予防事業に加え、日常生活支援総合事業も充実することとされており、支援等の区分がつかない高齢者についても積極的に支援を行っていくものでございます。ニセコ町では、生きがい活動支援通所事業及び外出支援サービス事業、軽度生活援助事業など、地域の実情に応じた事業を引き続き実施していきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長から今答弁いただきました。今おっしゃった貯筋教室とか、それから介護予防の様々な運動教室というのは、これは以前からもうあったかと思うのです。コロナがこのような長引いてしまって、それで今まで足を運んでいた方々も来る割合はどうなのかなと思っっているのですけれども、今こそフレイルにならないように予防が大切になるかと思うのです。今町長がおっしゃったように、健康寿命の延伸においてはやはり要介護期間をいかに短くするか、そのためにはフレイル予防、中間です。健康と、それから要介護の間、その間に様々な高齢化に伴った症状が出てくるのをそうならないように、介護状態の中間にある状態ですから、フレイルというのは、そうならないように適切な介護というのが非常に大事になるかと思うのです。今申し上げたのは、今コロナ禍でどのくらいの方たちが今までどおり続けていられるのか、私はやはりコロナを恐れてなかなか、参加している方が少なくなっているのではないかなと思っっているのですけれども、そうい

う方々に対してどういう対処をしていくか。今後いつまで続くか分かりませんので、それに対して町としてどういう対応をされていかれているのか、そこを伺いたと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

具体的な貯筋教室などの参加人数につきましては、ごめんなさい、資料のほうを用意できていなくて申し訳ございません。極端に減ったとか増えたとかという状況ではないというふうに担当のほうから聞いてございます。それで、今回コロナ禍において実施されない事業も多いということございまして、こちらのほうからの働きかけといたしましては、まず地域包括支援センターだよりでフレイルの重要性を改めて訴えること、また裏面には簡単な自宅でできる体操なんかも載せてございますので、十分その必要性を感じていただいてフレイル予防をしていただけたらいいなというところでございます。

また、もともとフレイルにつきましては、そもそも介護保険制度の下でも充実していくというようになっていますので、コロナ禍にかかわらず、介護を要する期間をできるだけ短くしていくということにつきましては保健福祉としても取り組んでいく必要があるなというところできているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） もう一つ、ちょっと追加でお聞きしたいのですけれども、こういう時期ですから、家に籠もっていらっしゃる方のところに訪問を多くするとか、様子を見るとか、そういうことはされているのでしょうか、そこをちょっと伺いたと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ご質問にお答えいたします。

声かけ訪問につきましては、原則2週間に1回程度ということで実施をしておりましたが、必要に応じて1週間に1回ですとか、その辺は十分調整した上で訪問の回数を増やすといった対応もしているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 6点目になります。飼い主のいない猫を地域猫に。ニセコ町内には、各地でいろいろと回ってみますと10匹、20匹、30匹とそういう猫がたむろしている場所を時折見かけます。猫のいるお宅に聞いてみると、勝手に集まってきているのだから、うちの猫ではないとのことですが、しかしかわいそうだから餌をやり続けているということです。冬になると寒さから身を守ってやるために、隣接する納屋や物置などに段ボールや毛布などを用意して猫が過ごせるようにしているところもあります。また、そういうお宅には飼い猫も既に飼っていて、野良猫と一緒に過ごして交尾して子どもを授かることも多くあります。猫の妊娠期間は2か月で、一度に五、六匹近く出産し、約2か月後には子猫が離乳すると次の妊娠が可能になります。子猫は、生後約6か月で繁殖可能な年齢に達し、繁殖サイクルが非常に速く、1匹の雌猫が3年後には2,000匹以上に増える

という環境省からの試算も報告されています。この猫問題は、まさしくニセコ町の環境問題でもあります。行政が主体となって町民ボランティアの皆さんと共に協力し合って、野良猫を地域猫にするための対策を検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

また、これは教育に関わる問題でもあり、教育長にも見解と対策についてお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

猫についての役場への相談はここ最近寄せられておりませんが、年に1件か2件、相談がある年もございまして、個別に対応させていただいている状況でございます。町としては、動物愛護、地域環境保全の観点から、毎年広報紙で捨て猫禁止や屋内の飼育、屋外の猫へ食べ物を与えないよう、継続して周知をこれまでしてきたところであります。猫の場合、飼い猫かどうかの判断の難しい点もあり、今後も個別具体的な事例によって対応させていただきたいと考えております。また、地域猫活動につきましては、地域住民の皆さんとボランティアの方、それと行政が地域の問題は地域で主体的に解決していくために連携していくことが大切だと一般的によく言われております。町としましても、地域でのお困り状況があれば、実情に応じて対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤議員。

○5番（斎藤うめ子君） やはり飼い主のいない猫について2017年12月に、ちょうど3年前に質問しております。

（何事か声あり）

○5番（斎藤うめ子君） すみません。失礼いたしました。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斎藤議員のご質問にお答えします。

野良猫についての施策につきましては町により検討されておりますことから、教育委員会としては必要に応じ、町の施策と連携してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願います。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤議員。

○5番（斎藤うめ子君） すみません、途中でしたけれども、教育長からの答弁にちょっとお答えしたいと思うのですが、私はやはりこれは教育の問題、大人も含めて、子どもは学校で命の大切さを教育することが大切ですし、そしてまた子どもを通して大人もいろいろと啓蒙してもらうことが大事だと思いますので、社会教育の範囲で全部が関わってくると思います。教育に関わってくることで、これは教育委員会もしっかり対応するのが大事ではないかなと思っています。

これ個人の方だけではやはり限界があります。先ほど町長がおっしゃった。町に相談がないとおっしゃったのですが、町に相談してもなかなか対応が芳しくないということで、あまり頼りにしていないような様子があるのですが、こういう問題は先ほど申し上げたように行政が主体となって、そしてそこに町民ボランティアと一緒にそれぞれの地域で解決していかなければいけない問題だと思います。ニセコ町は、SDGsモデル地区として、モデル都市として、こう

いうふうになっていますから、あちこちで野良猫がうろろうろしているというのは、これは環境として決していいことではないと思っています。

それで、私はここでぜひとも、前の3年前に質問したときには、北海道ではそういうことをやっている自治体は一か所しかないとか、経済的な負担が大きいためやめるところがあるとかという答弁いただきましたけれども、今札幌市もふるさと納税を使って、そしてそういう事業をやっています。ふるさと納税だけではなくて、獣医師会と、それから保護している人と連携していろいろ対策に当たっているようです。それで、ニセコ町の方は結構何人も野良猫を保護して、長沼町のしっぽの会から補助金を、助成金をもらって、そして不妊、去勢の手術をして、そして地域猫として飼っていらっしゃる方が2組、3組ぐらいあります。それから、あとは本当に個人の努力で野良猫を自分のうちの飼い猫にして、全部自分の費用で不妊、去勢をして、そして飼い猫にしていらっしゃる方もいます。ただ、普通に不妊とか去勢しますと1匹につき4万5,000円ぐらいかかるのです。雄、雌で多少違いますけれども、4万5,000円ぐらいかかります。それで、これは個人では非常に負担になるということなので、やりたいと思ってもできない方もいらっしゃることは事実です。それから、私は長沼町のほうにお願いするのではなくて、ニセコ町はニセコ町、先ほど地域の問題は地域でおっしゃったのですけれども、ニセコ町の猫の問題はニセコ町が責任を持って助成金なりなんなりを出して、そして協力、補助して少しでも不幸な猫を増やさないようにしていくということが基本ではないかというふうに思っています。

最近よく野良猫の問題に関する新聞記事なども出ていますけれども、昨日もちょっとお電話で話したのですけれども。札幌では保護猫プロジェクトというのがあって、先ほど申し上げたように3者で協力してやっているのですけれども、いろいろな価格、価格というか、これは補助金とかそういうのがあるので、雌が1匹1万円とか、雄が6,000円、それからワクチンとか健康診断とか安心サポートとかいろんなことがつくると1万5,000円とかあるのですけれども、これはぜひ、ニセコ町にもふるさと納税があります。それから、いろんな方法がありますので、行政が音頭を取って、そしてそこに私たち町民なりボランティアができるだけ協力するという体制でいかなければ、根本的な解決にはならないというふうに考えております。ですから、ぜひそれを検討していただきたいと思います。個人の経済的負担を少しでも、飼い主の方もなかなか不妊とか去勢とかするのはお金がかかったり手間だったりすることではないのですけれども、そこを少し助成することによってする方も出てくるかと思えます。

それから、先日後志総合振興局の保健所の関係で、猫のことを動物の愛護のほうの方とお話したのですけれども、北海道でもそういうことに関しては協力しますという答えをいただいています。ですから、町のほうに問合せがないとかということではなくて、やはりそこはもっと積極的にやればできることですので、それからもう一つ、猫にも登録制を、飼い猫に登録制をしてはどうかなどと思っています。犬にはありますけれども、猫にはないのですけれども、ニセコ町でそういうシステムを始めてもいいのではないかと思います。ほかの三笠市か何かではたしかやっていたと思います。それから、北海道でも先ほど言ったようにあちこちの自治体で、自治体が野良猫も含めて助成金を補助しているのは東川町と聞いたと思います。あと、ほかに和寒とか大空町とか、少しずつ増えて

きています。ニセコ町も決してそんな大きな町ではないですし、皆さんが努力すれば非常にいい方向にいけると思っていますので、ぜひ町長、そういうところは助成金のことを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、北海道内で不妊の手術とか、そういったことをしている行政団体は、ちょっと調べたところ今2か所ほどありまして、ただそちらは飼い猫に対しての助成ということで聞いております。ニセコ町としては、地域猫についてですが、こちらは地域住民とボランティア、それと行政、この3者が協働することが不可欠ということになっておりまして、町としてはいろんな個別具体の案件に対して今までも対応してきているのですが、そちらを今後も何かあれば警察や保健所とも連携して進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 猫の状況について行政のほうが音頭を取ってという話ではありますが、地域のこういった事柄については、猫、犬もそうですけれども、やっぱり管理責任ってあると思うのです。飼う以上は飼う人の責任があると、そのことをまずしっかりと前提として、責任を持って動物を、動物の愛情というのは飼い主がまずしっかりと、それは飼い主の責任を明確にすべきでないかというふうに思います。こういった野良猫が20匹も30匹もというのは、私ちょっと現状知らないのですが、そういうことでお困りの点があればぜひ相談していただいて、どういう対処の仕方があるのか検討させてもらえねばいいなと思います。ただ、こういったもの全てを行政が音頭を取ってやれというのは、ちょっとまちづくり基本条例の精神とも合いませんし、やっぱり地域の皆さんも飼っている人たちの声を上げていただいて、自分たちの努力と一緒にやる話ではないかなというふうに思います。

あと、去勢の関係の助成金につきましては、どんな仕方があるか。前は、調査したときはやめている自治体は実は多くて、現在和寒町と大空町というふうに聞いていますけれども、その辺のところの実態論、地域猫にやっているというのはあまり聞いたことないので、その辺調べてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 私が聞いた話では、飼い主のいない猫に東川町が助成金出しているというふうに聞いていますけれども、私は直接まだ確かめていません。しっぽの会の方から伺っています。それから、今おっしゃって和寒町と、それから大空町です。そこは、飼い猫に去勢とか不妊の補助を出しているというふうに聞いています。猫というのは、もともと野生動物とは違うわけですが、野良猫でも。人間が家畜化した動物で、そしてそれは人間の責任ですから、これは私たちの責任でもって猫を幸せになって一生を終わるようにちゃんとやっていかななくてはいけないと思っています。ですから、全部行政にきなさいと言っているわけではなくて、行政が音頭を取って、そこにボランティアなり町民が協力する。例えば私が思ったのは、エキノコックス症のありますね、これは私もボランティアとしてずっと関わっておりますけれども、そういう形でできないものかなという

ふうに思っています。

これは、本当に無責任な餌やりが猫を増やすことになるのですけれども、その意識啓蒙活動ももちろん大事ですし、実際にそういうことをやっていかなかったら、そのまま野放しにしていくとやっぱり増える一方になります。ですから、何らかの行政のほうで、町のほうで積極的に検討していただきたい。これについてはまた町ともお話ししていきたいと思っていますけれども、ぜひそれは今後は、最初に申し上げたように環境の問題です。SDGsのモデル地区として、モデル都市としてこれも、猫の命の問題も考えていかななくてはいけない問題だと思っています。ぜひ検討していただきたいのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 飼い主が管理するということが大前提ではないかと思います。結果として何らかの理由で野放し的に増えてきている事情もひょっとしたらおありになるかもしれませんが、そういう実態があればご相談いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） 6番、浜本です。通告に従いまして質問させていただきます。

専門職について。土木技術職及び建築技術職については、専門的知識が必要とされる道路、河川、上水道、下水道、建築、公共施設の管理などの分野を所掌する箇所に配置されていますが、現在の状況と今後について質問します。必要とされている人員は確保されているか。技術職は、知識はもとより経験が必要であり、持続可能な職員の年齢構成になっているか。今後老朽化が進むインフラ工事に備え、長期的な計画がされているかを伺います。よろしく願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの浜本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にある土木技術職、建築技術職につきましては、現在土木技術職4人、水道技術職2人、建築技術職2人となっております。技術系職員は、それぞれ必要部署に配置するよう努めており、国営農地再編推進室、建設課、上下水道課に配属をしております。また、ご指摘のように経験が必要な職であるため、職員を育てる意味からも新たな技術職員の募集も行っているところであります。確保につきましては、足りないので現在募集を続けているという状況でございます。なお、決算審査において、技術系職員の確保について募集方法をもう少し工夫をしたほうがいいのかというご指摘もいただいておりますので、採用に当たってはこういったことも踏まえつつ、今後も条例で定める職員定数や仕事の実情、それから将来的な技術職員の確保あるいは職員全体の計画的な採用を含めて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 人員的には足りているということではよろしいのですか。今必要とされているということで、私は今そういうふうに受け取ったのですけれども、やはり技術職というのはそんなに簡単に育つ職ではないので、今後は育てていかなければいけないというふうに捉えたのですけれども、そもそも今役場の職員というのは結局複数の分野を広く知識をとということで、ローテーションで回して仕事をしていくというふうに現在もなっていると思うのですけれども、技術職について

はそういうわけにもいきませんので、専門的なものを専門的にというふうなことをすると、ほかのところでは年数を食うより、より深いところで技術をいろんな工事等も含めて深めて専門職にしていくというの今後には必要ではないかと思えます。私が議員になってからも何度か体育館の基礎部分が基本どおりになっていなかったり、それから今回も福井地区で橋のつなぎの部分で20年そこそこであるような状況になっているということは、その辺も含めてきちっと見ているものを見ていないのではないかというのが全て。それから、宮田の小学校においても浄化槽の問題もありましたし、結局分かっているようだけれども、分かっていないという、もう少し知識を高めた中で仕事をできるような状況をつくる必要があるのではないかというふうに思えます。

技術的というか、賃金的なものは分かりませんが、技術職については一般の職員よりもインセンティブをつけた形で採用していかないと、一般の企業との競合もありますし、他町村の役場との競合もありますから、なかなか集まるというのは難しいですから、今どういう状況になっているか私承知していないのですけれども、多分一般職と同じような賃金であればなかなか集まらないと思えますので、その辺の現状がどうなっているか。それから、今後その辺を考えているのかどうかも含めて、ちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 説明悪くて申し訳ありません。現状では技術職足りないので、毎年継続して募集をしているというような状況でございます。そして、一定程度やっぱり人事のローテーション等を含めて回していかなければならないので、現状でも足りないというような状況なので、引き続き募集活動を進めていきたいというふうに考えております。

また、浜本議員さんおっしゃるとおり、研修といいますか、絶えず質を高める努力も当然必要だと思いますので、職員研修でそういう技術的な職員研修も進めていきたいと思えます。ただ、現状で、これから維持管理がメインになってきて、持続する我々のインフラ整備をどうやって持続させていくかということの検査をしたり、そういったチェックをするのはやっぱり技術的な能力ないと、なかなか民間委託だけが進まないというふうに思っていますので、そこは長期的視点に立って採用や研修を行っていききたいというふうに思っています。

なお、職員の給与につきましては、特に技術職が高いとかということではなくて、全く一般職と一緒にあります。これまで過去の例からいくと、例えば保育士さんに4%給料を上げるですとか、それから保健師さんにも給料、特別勤務的に上げるとか、そういうことをやった時代もありますが、現在国の方針として特別なそういったものについてはできるだけやらないと、国公に準拠すると、準拠していないものについては、今はそういうことをあまり言っていませんけれども、一時はペナルティを科すと、交付税の特別交付税の削減までちらつかせるというような状況ありまして、ニセコ町自体は国に全て今準拠しております。住宅手当の一部だけがちょっと、国にちゃんと報告もしてちょっと高めです。僅かですけれども、出していますけれども、それ以外は全く国公準拠ということで進めているというような状況であります。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 聞くと、やはり集まらないのは当然かなというような状況かと思えますの

で、そういうシステムになっていないということですが、インセンティブも含めて何か考えていかないとこれは無理ではないかと。特に言われているのは、20代、30代の技術職が特に足りない。今40代、50代は足りているけれども、その後下が育っていないので、今後どうするかということもちょっと検討してもらいたいということと、それから今後、私がちょっと調べた中では北海道建設技術センターというところがあって、そこが札幌で十数名の支援体制になっているということは聞いているのですけれども、そこの支援体制がどういうふうになっているかということと、それから北海道庁の支援体制、建設部なのか土木部なのかは分かりませんが、その辺の支援体制、多分支所はないと思うのですけれども、支所も含めて北海道の道庁、北海道としての支援体制がどういうふうな形になっているかお聞かせ願いたいと思います。

それと、技術者ですから定年当然来るわけですけれども、40代、50代の人定年になったときに、その以後そういう技術者は優先的に使える体制を今後つくっていったらいいのではないかと私個人的には思っているのですけれども、その辺も含めて返答いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまの質問の一部になるかと思いますが、私のほうから答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、技術職員採用厳しいところがありまして、決算審査等でもお話し申し上げているとおり、募集はしているのですけれども、なかなか人が集まらない。インセンティブの関係で来ないのも当然かなという、今議員のご指摘でございますけれども、その後段、道の技術支援等のお話もいただきましたけれども、現在道のほうでそういう体制組んでやっているようなのですけれども、なかなか道としても職員の数が足りないようで、希望は聞いてもらっているところは、うちの町という意味ではないのですけれども、全道的に希望は聞いていますけれども、なかなか道としても出せていないというような状況があるようでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 北海道の浜本議員言われた技術センターのほうでも、早く頼んでこの仕事ということであれば特定の業務として支援していただけると、もちろん応分の負担はしますけれども、そういう制度はございます。ただ、ニセコ町の場合ずっと継続してニセコ町のまちづくり含めて、インフラをきちっと見ていく人をやっぱり職員として育てたいという意向ありますので、例えば庁舎建設だけを考えて頼むという選択の派遣というのは可能ですけれども、やっぱり一過性になってしまいますので、そこは必要に応じてそのところも検討させていただきたいなと思います。

あと、道庁のほうも人事交流の制度ですとか派遣制度ありますが、技術者については北海道も足りないというような状況というふうに現在聞いております。道を含めて、そういった公共的な機関や民間の方で、ニセコ町に派遣してもらえませんかというときはよく話題にはのるのですが、なかなかどこも技術者が足りないという実情かなと思います。ただ、給与の格差というのは本当につけづらい状況がありまして、ただこのようなニセコの自然の中で、お金ではないと、まちづくりに貢献したいというような職員が来てくれればよいなと思いますし、実際我が町の今庁舎建設の黒瀧参

事は浜頓別町からニセコ町に入ってきて、2級建築士で入ってきて、ニセコ町で職員をやりながら1級建築士を取るということで、まちづくりに燃えて、うちの職員そういう職員ばかりが来ている状況でありますので、できるだけSDGs未来都市、環境モデル都市、そして温泉もあって、そばもうまいし、農産物もおいしいという、その環境のよさをPRしながら職員の確保に努めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、高木直良君。

○8番（高木直良君） 8番、高木議員です。通告に従いまして4件ほど質問させていただきます。

最初に、JR並行在来線についてお尋ねいたします。政府は、今年の2月7日、持続可能な運輸サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定いたしました。この際に、持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体が公共交通事業者等と連携して最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善、充実を徹底するとともに、地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要がありますという文書を発表しております。これは、並行在来線をめぐる現在の対策協議会の論議の内容と相矛盾していると考えております。沿線9市町首長による8月26日、並行在来線対策協議会後志ブロック会議における議論に関連して、函館本線山線の存続問題について、以下項目をご質問いたします。

1つは、並行在来線に関する議論の大前提がJRからの経営分離ありきで進められておりますが、この法的根拠は何か、町長の認識を伺いたいと思います。

2点目、新幹線、これは整備新幹線です、の札幌延伸によって、ニセコ町にどのような経済波及効果があるか。現在の新青森北斗間の収支は、2018年度営業赤字が約96億円、小樽長万部間では23億円の赤字と発表されていますが、札幌延伸でこの整備新幹線の北海道区間黒字転換するとお考えでしょうか。

3点目は、渡島トンネル、各地でトンネル工事が行われておりますが、渡島トンネルからは環境基準の270倍ものヒ素を含む大量の有害残土が問題となっております。黒松内町などでも処分地での管理がずさんで自然環境、河川の水環境、生態系への悪影響が心配されています。現在機構が行っているトンネル工事から発生する大量の残土処分についてどのようにお考えでしょうか。

4点目、協議会ではバス路線への転換に関することが各首長から多く発言されている。これは記録によりますが、現時点で町長としてバス転換をどう評価しているか。

5点目、並行在来線は魅力的な観光資源として積極的活用が可能だと私は考えております。その大前提として、サービスの改善、例えば次期ダイヤ改正が迫っておりますけれども、次期ダイヤ改正時の増便、駅舎のバリアフリー化、それからICカードが使用できるようにするなど、町としても要求すべきと考えますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、JRからの経営分離の法的根拠についての関係であります。JRからの経営分離につきましては法律ではなく、平成21年12月24日に開催された国土交通省政務三役における整備新幹線問

題検討会議において示された整備新幹線整備に関する基本方針によるものという認識をしております。そこでは、着工に当たって基本的な5つの条件として、1つ目が安定的な財源見通しの確保、2つ目が収支採算性、3つ目が投資効果、4つ目が営業主体としてのJRの同意、そして5番目に並行在来線の経営分離についての沿線自治体の合意という5つのこととなっております。整備後の新幹線と並行在来線を共に経営することが営業主体であるJRにとって過重な負担となる場合には、並行在来線をJRの経営から分離せざるを得ず、その経営分離について沿線自治体の同意を得ることが着工条件の一つとされております。

次に、2つ目の新幹線の札幌延伸の関係であります。新幹線の札幌延伸によるニセコ町への経済効果ということですが、新幹線の札幌延伸による経済波及効果につきましては、平成25年に北海道が実施した北海道新幹線札幌延伸による経済波及効果調査によりますと、北海道全体として建設投資の効果は約2兆5,870億円、雇用創出効果として約19万7,000人、開業による経済波及効果は2030年度開業で約1,000億円を超えるという調査結果が出ております。ニセコ町を含むニセコエリアは、近年世界有数のリゾート地、観光の目的地として広く認識されており、倶知安町に新幹線の駅ができ、交通の利便性が向上することで一層のこのエリアの価値が高まることが期待されると思っております。経済波及効果を広げていくためには、できるだけ早期に並行在来線について方向性を定め、駅からの移動手段など二次交通の検討を進めるとともに、観光資源や町の魅力を戦略的にPRしていくことが重要と考えております。

次に、札幌延伸で黒字転換するかということでございますが、北海道新幹線の沿線には世界的なリゾート地として認識されているニセコエリアの玄関口に当たる倶知安駅があり、同じく観光都市として小樽市もあります。このような観光資源の魅力と新幹線の利便性を戦略的にPRしていくことで利用者の需要は高まるのではないかと考えております。

次に、3つ目の渡島トンネルからの関係であります。次に北海道新幹線とトンネル工事の発生残土処理につきましては、北海道新幹線建設工事に伴うニセコ町内のトンネル工事の箇所は、現在掘削中の昆布トンネル宮田工区、それからニセコトンネル、そして令和3年から掘削予定の羊蹄トンネル有島工区の3か所となっております。ニセコ町の工区においては、現時点では重金属が含まれる要対策土は発生しておらず、発生土の受入れ地につきましては町民の皆様の多大なるご理解とご協力によりほぼ決定をしているところでございます。受入れ地においては、事前に専門家による環境影響評価を行い、必要に応じて動植物の移植を行うなど、自然環境への影響を最小限にするための対応が行われております。なお、北海道新幹線工事の発注元である鉄道運輸機構によりますと、トンネル発生土及び堅硬な岩、硬い岩は土壌汚染対策法の適用対象ではありませんが、鉄道運輸機構としてはトンネル発生土に含まれる自然由来の重金属等の溶出傾向や含有、含まれているその傾向によって周辺環境への影響を考慮し、安全、安心のために自主的に対処することとして対応しているという説明を受けてございます。具体的には、国土交通省の建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアルに基づき、トンネル発生土の分析、評価を行い、重金属の基準以上に含まれる要対策土が発生した場合は、学識経験者等の専門知識を有する第三者による委員会で受入れ地ごとに対策工の審議、検討を行い、地権者と自治体などで協議した上で施工され

ることとなっております。また、対策を行うに当たっては、環境基本法、土壤汚染対策法、水質汚濁防止法等で定められた基準に基づき行われると報告を受けております。このように、北海道新幹線トンネル工事の発生土の処理につきましては、専門家の意見と基準に沿って対応されているものと認識しておりますが、今後とも鉄道運輸機構と連携を密にしながら、引き続き地域住民の皆さんの生活環境に支障が生じることのないよう努めてまいりたいと考えております。

次、4点目のバスの関係であります。現時点におけるバス転換の評価ということにつきましては、現在北海道新幹線並行在来線対策協議会におきまして函館線、この函館小樽間の旅客流動調査、将来需要予測調査、収支予測調査を行っております。これらの調査には並行在来線経営分離後の地域交通の確保方策を検討する基礎資料とするため、第三セクター鉄道やバス転換に係る客観的な事業収支予測などが盛り込まれることとなっております。この調査結果は、町民の皆さんに提示した上で鉄道、バスともに選択肢の一つとして評価及び比較検討を行い、町民の皆さんと共に議論をしてみたいというふうに考えているところであります。また、ご質問の前段にもありました本年8月26日に開催された並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、並行在来線の方向性を見出す期限を当初は札幌延伸開業の5年前までとしていたところ、これにつきましては開業7年前の遅くとも2023年までに前倒して議論をするということを決めております。本町としても、町民の皆さんと議論した内容を基に、他の自治体と共にいずれにしましても納得のいく判断につなげていきたいというふうに考えているところであります。

次に、5番目の関係であります。JRのサービス改善につきましては、北海道では北海道交通政策総合指針を策定しており、2021年から2023年までの重点戦略の見直しを行う会議として今年度北海道交通物流連携会議重点戦略検討ワーキンググループが設置され、構成員としてJR北海道をはじめ、各交通事業者や自治体からはニセコ町と網走市が参画をしております。本年9月4日に開催されたワーキング会議において、本町からはJRの各駅における自動改札機の設置と運賃の電子決済化、また災害対応として各駅の避難所機能の整備について次期重点戦略に盛り込むべきであるとの意見を述べているところであります。本町としては、引き続きこうした会議の場や意見を述べる機会などを捉えて、これまで何度もJR北海道に対して駅舎を含めた改善を申し入れておりますが、JR北海道に対してさらなるサービス改善について要望を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今私の質問にお答えいただきました。改めてお聞きいたします。

最初の並行在来線を経営分離するという前提条件は、お答えのとおり法律ではなくて、国交省の政務三役による検討会議の決定事項であります。つまり法定事項ではないと、そのことを確認いたしました。

その上で、5つ条件が挙げられたうちの最後の5番目、お話にありましたように、並行在来線の経営分離については沿線自治体の同意、合意が必要だというふうになっておまして、片山町長もそういった文書を提出したというふうになっております。その点でお伺いします。沿線自治体の同意、これは町長の同意とイコールなのでしょうか。町長の同意文書が出ているということはお聞きして

おりますが、これはどのような経過を経て町長として判断され、同意をされたのかお聞きしたいと思っております。

また、根本的な問題なのですが、ここで並行在来線の問題が問題になっているわけですが、国交省の文書によりますと、札幌小樽間は経営分離されないと書いているのです。これは、並行在来線という私たちが考えている内容とちょっと矛盾するというか、ご都合主義で、ここからここは入るけれども、ここからここは分離するというような発想についてどのように、これは合理的とお考えでしょうか。

それから、経済効果、経済波及効果について先ほど道全体の波及効果の試算がありますと、倶知安にも駅ができるので、エリア全体の価値が高まるということで、それによる経済効果があるのではないかということだと思っております。では、ニセコ町として独自にこれについてシミュレーションするとか、例えば倶知安と合同でやるとか、蘭越等も含めてニセコエリアにでは具体的にどのような波及効果があるということの研究、検討されたのかどうか。また、そういう事実があるとすれば、その結果は公表されているでしょうか。それについてお尋ねいたします。

札幌延伸しても、なかなか黒字化は難しいという観測があります。例えば東京圏から北海道札幌、あるいはニセコエリアも含めて向かってくる、向かってくるというか、旅行なり用務のために来る方は、当然飛行機と競争するのです。現在新千歳と全国を結んでいる便数というのは、日本一混雑しているくらい非常に需要があるのです。しかし、飛行機の今の需要に対するどのぐらいのシェアがあると黒字転換できるかという試算がありますけれども、これは新幹線で、飛行機も含めて、一部船もありますけれども、シェア争いで新幹線が28%ぐらい占めないといふと黒字が難しいのではないかという試算を見たことがございます。そういう意味で、現在新函館北斗までですから、これは延伸した後の需要がどうなるかというのは私も断定はできません。しかし、私の体験から、飛行機の時間の問題、あるいはお金、運賃です。これの関係で比較したときに非常に厳しいのではないかと。よく4時間の壁ということが言われています。整備新幹線と航空機との競争の際に、一つは4時間という壁を切れるかどうかというのが分かれ道になるという、そういう研究の内容も発表されております。今恐らくこのまま整備されても、それから東京と札幌の間は5時間ちょっと、5時間を切ることが大変で、青函トンネルの貨車との関係について議論されている。そういう状況です。ですから、札幌まで延伸ができて黒字転換は厳しいという状況にあります。これについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

それから、残土問題でありますけれども、確かに今まで機構から説明を受けておりますのはニセコ工区間においては要対策土ではないというお話がございました。これもずっと言われておりますが、ただ今年何月かに企画環境課齋藤係長さんからの議会に対する説明の中で、現在倶知安方面にシールドマシンでトンネル工事を行う際に、シールドマシンを入れる立て坑を掘削する工事、これがご説明のときはまだその工事が始まったばかりでしたけれども、その中に重金属が含まれていまして、ただこれは基準からすれば問題になるような含有量ではありませんという説明を聞いております。その後の経過、情報提供がどのようにされているかお尋ねいたします。

それから、バス転換の問題ですが、各首長から非常に問題が提起されている記録を読みますと、

非常に具体的な問題が指摘されております。つまりバス転換が今のJRの本数を横引きする。つまりJRの気動車からバスの転換というのは、それだけの本数をただバスに置き換えるだけと、これでは何にもならないではないかというような各首長さんからのご意見がたくさん載っていました。その辺について今現在、先ほどのお話ではこれから協議会の中で調査結果も踏まえて議論をしていくということですが、今現在のご認識があればということでお尋ねいたしました。その辺について再度お聞きしたいと思います。

それから、5番目のサービス改善の問題は、今初めて知ったのですけれども、ワーキンググループにニセコ町が入っていて、先ほど私が言ったようなサービス改善について問題提起されているということなのですが、私は一番大事なものは、ダイヤ改正するたびに便数が減らされ、俱知安止まりになったり、とにかく使いづらくなっているのです。だから、私からすれば、何か乗りにくくして利用者を減らしているのではないかと。その実績をもって、さらに路線の廃止なり経営分離の理由にしていくと。これは、本当におかしいと思います。ですから、ダイヤ改正の時期に元に戻すくらい、そのぐらいのダイヤの便数の便利さ、それをぜひ、先ほど言ったようなICカードの問題だとかバリアフリーの問題も含めてぜひ強くワーキンググループの中で主張していただきたい、反映させていただきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの高木議員からのご質問にお答えしたいと思います。

私のほうからお答えできる限りということでご了承いただければと思います。ご質問今いただいた中で、まず北海道全体の波及効果に関して今町長のほうから答弁があって、ニセコ町として独自のシミュレーションをやる考えはあるのかどうかと、検討しているのかどうかといったご質問ございました。これに関しては、今のところは特段こういったものは調査もしておりませんし、やるという予定はしておりません。ただ、ニセコ町に限らず、ニセコエリア全体の例えば地域経済の状況ですとか、そういったものに関しては、JRの新幹線の問題だけに限らず、地域経済の循環状況どうなっているのかというのは地方創生の観点から一定の時期に調査を行うのは必要だという話を実際に自治創生協議会の中で有識者の先生方からご指摘いただいております。なので、恐らく四、五年ぐらいのサイクルでなると思うのですけれども、そういった調査をこの後やっていきたいなというふうに考えておりますので、その中で、当然今総合戦略の中でも新幹線の延伸ということ盛り込んでおりますので、そういったものも踏まえながら、地域経済の全体的な状況、そういったものは定期的に見ていきたいなというふうに思っております。

それと、当時新幹線残土の関係です。羊蹄トンネルの立て坑の掘削のところから重金属が出てきていたと。ただし、その基準値は下回っているのだけれども、その後どうなのかといったようなご質問に関してなのですけれども、その後その基準を超えるような要対策土が出てきているといったような報告は鉄道運輸機構のほうから受けておりません。過去3か年ということになりますけれども、鉄道運輸機構のほうからも過去3か年の間で今までに計7回、トンネル工事の進捗状況、あるいは残土の発生状況ですとか、あるいは受入れ、搬入状況について住民向けの説明会開催していただいております。また、個別に周辺の住民の方ですとか、説明会欠席された方に対して戸別訪問で

機構のほうで説明に回っていただいているというような状況もあります。そういった中で、私どもも町のほうとしましても運輸機構のほうと連携密にしながら、発生土の状況、あるいは工事の進捗状況、その辺りは情報を取りながら適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

すみません、取りあえず私のほうからは以上ということでお答えをさせていただきたいと思いません。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、ご質問の順番にお答えさせていただきたいと思えます。

町長の同意ということです。平成24年5月11日、経営分離について国土交通局の当時の久保鉄道局長から、経営分離について貴町の考え方を文書で回答するということがありまして、5月17日付、これは沿線自治体統一して同意をするということで動いておりますので、この中で鉄道局長に対して、経営分離について同意をするという旨の文書を出させていただいております。当時は、新幹線着工ということで我々にとっても大変重要なことでありますので、沿線含めて、この後志として期成会要望として全体で経済界含めて動いていたことでありますので、当然町長として提出をさせていただいたというようなことであります。

また、札幌と小樽だけ、言ってみれば並行在来線の中で残るという、これはやっぱりおかしくないかということですが、整備新幹線の整備に関する基本方針、政務三役の中でも、さっき5つのこと、整備新幹線着工に関する基本的な考え方ありまして、その中の一番最後に、並行在来線の経営分離について沿線自治体の同意ということがありまして、整備後の新幹線と並行在来線とともに経営することは営業主体であるJRにとって過重な負担となる場合がある。この場合は、並行在来線をJRの経営から分離せざるを得ないが、その経営分離について沿線自治体の同意を得るものとするということでありまして、JR北海道としては札幌小樽間にあつては黒字運営ができるということでありまして、営業主体としてのJRにとっては合理的な判断、そこは営業戦略としてここは残しましょうと、それ以外は持てませんという判断をするのはJRとして当然の判断かなというふうに思います。

それから、黒字化は難しいのではないかと、当初計画どおりそんないいことにならないのではないかというようなご指摘かと思いますが、そこは我々も国策と一緒にこのエリア全体の公共の福祉の向上のために頑張るということで、黒字化に向けて町としてもいろんな応援をしていきたいなというふうに考えております。

それから、6点目のバス転換につきまして、バス転換についていろんな意見が首長の関係から出ているとおっしゃいましたけれども、私も欠席1回だけで、あとはほとんど首長会議に出ていますけれども、この中でバス転換についてバス転換でいこうという考え方の意見というのはそんなになかったと思います。逆に、前回倶知安町でやった会議にも私出させてもらいましたけれども、バス転換と簡単に言っても、バスの運転手自体が今いないと。運転手がいなくて路線廃止にしているところも今現実に後志管内でいっぱいあります。これは、全国でも同じような状況続いています。だから、機械的にバス転換という話にはならないと。だから、バス転換にしたときの課題、経費、それから並行在来線にしたときの経費、それらを本当に地域で覚悟としてその応分の負担に耐えられるの

かと、どっちが本当に将来の住民にとって豊かかという比較検討しようということにしておりまして、先ほど説明しました2023年、遅くとも結論を得るといのは実は私が提案をさせていただいて、皆さんの合意を得たものであります。本当は2022年と言いたかったのですが、北海道の作業もいろいろおありになるということから、私としては1年遅く2023年、遅くともそれまでには結論を出して、並行在来線を残すのであれば残すなりの覚悟、ですから特別車両をつくるとか、4億円、1両かかるというのを12億円みんなで集めて、特別列車で並行在来線盛り上げて、それを赤字解消できるのかどうか。やっぱりそういうことも戦略的に早めに決めてやらなくてはならないという思いで進めているということをご理解いただきたいと思います。

これまでも議会で述べましたとおり、私は鉄道文化、並行在来線自体は地域の歴史と文化をしょって立つものであって大変重要だと思っています。将来のエネルギー政策に関しても重要だと思っていますので、残せるものなら残したいというのが基本的な考えです。ただ、それが将来見通して持続するかどうかという話だと思っています。そこはしっかり比較検討させていただければと思います。

それから、サービスの関係につきましては、ダイヤの改正のたびに減便してきているということで、本当に我々もじくじたるものがあります。再三再四、営業部長さんよく説明に来られますが、そのときに、何としても通学や観光客あるいは生活の足としてできるだけ利便残してほしいという要請はしておりますが、ご承知のとおりJRの島田社長をはじめ、本当に必死になって営業やっておりますが、それでもなかなか大変な実情から、やっぱり限界はあるのではないかとということで協議をさせていただいています。なお、例えばSuicaを使えるだとか、スマートフォンを使えるとか、あるいはいろんなICT化含めてサービスの利便、それからニセコ駅はどうしても橋を渡るのが、荷物持って高齢の皆さんも観光客も大変なのです。それで、接続、到着をうまく、こっち側と言ったら変ですけども、改札側のホームを使って相互にできないとか、いろんな提案とか協議はさせていただいておりますが、なかなか進まないという、JRさんも一生懸命やっておりますので、なかなか進まないということありますし、ニセコ駅のトイレなんかもうずっと言い続けて、やっと少しずつ直しつつあると。極端なこと言えば、ウォシュレットを町でつけてもいいから直したいと言っても、ちょっとそれはまずいと、ニセコだけやるわけにはいかないということがあったり、そこは相当今いろんなお願いをこれまでもしておりますし、これからもできるだけニセコの顔としてあるニセコ駅含めたJRとの連携は進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 町長は残せるものなら在来線は残すという方向についてお考えということは、よく分かりました。その上で、経営分離するという大前提が私自身は、法律に基づくものではなくて一省庁の考え方というふうに思います。それで、よく最近新聞なんかでも並行在来線は赤字がこれだけあります。それから、100年以上たっているトンネルや橋梁がこれだけあります。これを維持し、さらに車両も新しくすると今後約20年間で総額183億円かかるなどと報道されています。これは、これだけ見ますとこれは大変だと、年間赤字23億円、そして今後30年間、インフラだけで180億円かかるというようなことだけが知らされますと、もうこれはしようがないなというふうに刷り込

まれていると思うのです。一方、では新幹線ほどのぐらのお金かけているのかということなのです。これに対しては、道の資料でありますけれども、新青森札幌間の建設に2兆2,483億円かかると、そのうち北海道全体としては自治体として基礎自治体が3,000億円、それから国はその2倍の6,000億円出すのです。機構がどこから自前で整備するのではなくて、上下分離方式というふうに言われていますが、基礎部分については国もお金を出していますし、町もお金を、町といいますか、道の中の自治体として30億円も出している。それに比べて、ここを残して100年たったトンネルや橋、これ放置してきたことがJRの問題であって、それを今やるとこれだけかかるという宣伝が一方的に流されるといいますか、そうなるこれは残すことはできないなという雰囲気ができてしまうと思うのです。

ですから、先ほど今後在来線を残すための調査、どのぐらいの負担かということも調査されるということでもありますけれども、それを尊重するのは、それはそれで一定の根拠に基づいた計算をすることでしょうから、それはやむを得ないとしても、北海道なり日本の公共交通、とりわけ分割民営化したことから始まっている北海道の赤字問題については、きちっと正確な情報を町としても町民にも流していただきたい。その上で一緒に考えていくと、2023年までに結論をとということでもあります。この結論を出していく過程で、町民が今言ったように正しいというか、バランスの取れた情報を得て、その上でどうするのかということをしっかり考えられるその時間なり場所をぜひ保障していただきたいというふうに思います。

例えばサービスの向上ということと言いますと、これはやっぱり地元の努力だと思いますが、朝里駅があります。小樽からすぐです。ここには、これはネットで話題になっているのですけれども、そこにICカードをタッチしてJRに乗ると、降りるときにまたタッチするという2つ、それだけが置いてあるのです。それから、JR西日本は、電車の中に、バスと同じですよ、バスで一部そうになっていますけれども、タッチして乗って、タッチして降りるという独立的な据付け型のICパネルというものもあるのです。ですから、これは先ほどいくら言ってもなかなか聞いてくれないということでもありますけれども、言い続ける。とりわけニセコだけがというわけではないのですけれども、今は止まっていますが、外国人の方も来ると、千歳から乗ってここに来るときに降り口で詰まってしまうのです。ICが使えないということが出口で分かると、降りるときに分かって、それはJRアナウンスしていますよ、確かに。していますけれども、降りるときに精算のために入り口で詰まってしまうと、後ろ側にずっと並んでしまうというようなことまで起きています。これは運行上も非常に問題ですので、ぜひそういったことを、やっぱりサービスあつての、サービスしようあまり考えていないような雰囲気ですけれども、ぜひ強く言っていただきたいというふうに思います。

それから、同じホームを使って上下乗ることができれば、階段を重い荷物持って上がることをなくすることができると思います。そういったことも含めて、ぜひ取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。総合的に見解があれば、お願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 鉄道の歴史を考えると、北海道と四国というのは分割民営化をされて、本当に苦境といいますか、そもそも分割民営化がよかったのかなと私は疑問に思っておりますが、と

はいえ、北海道 J R の皆さん、島田社長はじめ本当に懸命に努力を今されています。道民挙げて J R 北海道を応援し、できることをみんなで支え合うのが必要ではないかというふうに考えておりますので、これまでも J R さんとは本当に緊密な連携を取っておりますし、ニセコに向けての特別列車を出してくれたり、それから今回新たな車両も函館山線に入れていただいたり、決して何もやっていないわけではなくて、J R 北海道としても大いなる努力をしていただいておりますので、さらに今後とも連携を強化させていきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により 2 時 45 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 3 1 分

再開 午後 2 時 4 4 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木直良君。

○8 番（高木直良君） 続けて、2 件目であります。ニセコ町の斜面、河川防災についてお尋ねいたします。

9 月 12 日深夜の強雨によって、町内 19 か所で土砂災害が発生しました。当時の気象データでは、時間雨量、累積降雨量とも近年の九州、中国地方等で発生している地滑りなどの大災害をもたらした時間雨量 80 ミリとか 90 ミリ、それが長時間続くなどに比べれば降雨時間はそれほど長時間とは言えないものだったと思います。確認のため、当日の降雨に関する最大時間雨量、1 日累積降雨量等、象データについてお伺いいたします。

今回発生した土砂災害の特徴とその原因についてどのように評価されているでしょうか。また、再発防止のためにどのような対策が必要とお考えでしょうか。

桜ヶ丘公園は、急傾斜地であり、土砂災害警戒区域に指定されている。これは、ここでちょっと訂正なのですが、道の資料によりますと土砂災害特別警戒区域に指定されているようです。また、この区域には駅につながる、すみません、訂正ですが、町道ではなくて道道 792 号線があり、沿道の斜面際には民家が多くあります。この区域の安全の点検や対策はどのように行われているでしょうか。

近年増加しているリゾート開発の中には、斜面地の地山の切土や盛土が行われているケースが見受けられます。これらについての安全性の確保について町としてはどのように関与しているでしょうか。

新幹線トンネル工事による発生土、これは先ほど説明ありましたように無対策土ではありますけれども、処分地では盛土や谷間の埋立てなどが行われておりますけれども、豪雨時に土砂の流出やのり面の崩壊防止など安全性に対して町としてはどのように確認しているでしょうか。

ニセコ町として尻別川、昆布川の溢水危険箇所に対する対策工事を毎年道に要望しておりますけれども、これは具体化はなかなかされておられません。今後実現に向けてどのように取り組んでいけるかお聞きしたいと思います。

最後です。7点目、現在斜面等の危険箇所は町の防災マップに図示されております。しかし、こういった過去の災害を経験して、改めて危険箇所の調査を行い、マップに反映させていく必要があると思います。また、ニセコ町内の河川、尻別川や昆布川に関するハザードマップが公表されていないのはなぜでしょうか、お尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の降雨の状況でございますが、気象庁のデータでは最大時間雨量が22ミリ、累積降雨量が67.5ミリとなっております。

2点目ですが、今回の道路のり面の崩壊は、改良工事が行われてから30年以上経過している道路でございます。経年劣化と短時間における大雨が重なったことが要因であると考えております。再発防止策としては、道路全体が老朽化していることから、国が国土強靱化計画として進めている橋梁点検と同様にコンサルタントによる道路点検調査が必要と考えておりますが、しかしながら道路延長が約180キロメートルあり、多額の費用を要することから財源確保に苦慮しているというのが実態でございます。

3点目の桜ヶ丘公園でございますが、これまで保安林の指定を受け、北海道の治山事業による安全対策工事が行われております。また、町による公園管理委託業務で危険な枯れ木を随時伐採しておりますが、全体的に老木が増えているので、保安林の保全について北海道に相談をしているところでございます。

次に、4点目の開発計画に関する町の関与ですが、町では計画区域内の関係する法令の照会や道路幅などについて相談を受けておりますが、斜面の安全性確保など専門的な事項は許可権者である北海道が直接指導しているというのが実態でございます。

次に、5点目の新幹線工事に伴う発生土でございますが、鉄道運輸機構では受入れ地ごとに国や北海道が示す基準ののっとりまして、のり面崩壊を防ぐための種子吹きつけによる防護や小段排水などの工法を検討していると認識しております。現在豊里地区の最終処分場周辺地への盛土施工につきましても基準以上の緩やかなのり面勾配にするなど、関係部署を交えて入念な協議を重ねながら工法を検討しているところでございます。引き続き鉄道運輸機構と連携を密にしながら、地域住民の皆さんの生活環境に支障が生ずることがないように努めてまいります。

次に、6点目の河川改修に係る要望についてでございますが、毎年後志総合開発期成会要望や町単独での要請をしているほか、小樽開発建設部主催の羊蹄地域社会資本整備推進会議において本町の要望事項について説明させていただいております。また、これらの検討結果については逐次報告をいただいております。また、現地もそれぞれ関係機関で確認をいただいておりますが、多額の費用が必要となる事業なので、工事の実施までにはまだ時間がかかるものというふうに承知をしているところであります。今後とも関係機関に対しては要請活動を強めてまいりたいと考えております。

次、7点目の防災マップにつきましては、現在町民の皆様に配布しているマップは平成28年に作成したものでございます。本年北海道において土砂災害警戒区域の基礎調査が終わったということ

でありまして、本年度において調査結果を反映した防災ガイドマップを新たに作成し、配付する予定としております。また、尻別川のハザードマップにつきましては、河川管理者である北海道において洪水浸水想定区域を公表していないため、北海道に調査及び公表の要請をこれまでもしてきたところであります。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） いくつかお尋ねいたします。

なかなか費用がかかって、実際に溢水、浸水した場所についてもその後の対策工事が行われていないということでもあります。これは、例えば尻別川の減災対策協議会というものが行われているようでもありますけれども、今年6月において水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組ということで記載がされております。また、先ほどどなたかの質問にお答えする形で、国の第三次補正予算、この中に減災対策、これについての予算も組み込まれているというふうに報道されております。ですから、こういった状況で、特にとりわけ異常気象が頻繁に起きているのが最近の特徴だと思うのです。北海道においても、この間いくつもそういった状況が出てきているという状況の下で、これはもちろんお金の問題がありますから、すぐにというわけではありませんが、特に尻別川のJR線路沿いの低いところ、あそこについては本当に急がなければいけないのではないかなと思うのです。市街地にすぐ近いところでもありますし、そういった意味ではぜひともこの対策については予算の獲得についてさらに努力をいただきたいというふうに思っております。

それから、新幹線残土の対応でありますけれども、先ほどご紹介ありましたように、盛土工事で種子吹きつけをしてのり面を防護すると。基準以上に緩やかにということではありますが、これは町の町有地に対する残土の処分ということではありますが、民有地も含めて何か所もありますね。そういう状況の下で、これは例えば地主さんと機構との間で将来にわたっての管理について協定というものがあるのかどうかお伺いしたいと思います。他の地域で聞くところによりますと、極めて短期間のみの責任しか持たないというふうに聞いていることもありますので、ぜひこの協定で将来にわたる管理について確認をしていただきたいと思います。

それから、ハザードマップについてであります。ハザードマップと申しますか、防災ガイドマップであります。これは、今年度の新しい情報を入れることによって年度内に整備予定であるということでもあります。その際、ちょっと細かいことを申し上げますけれども、実は現在配られているマップで私が気がついたことの中に地図情報としてちょっと間違っているのではないかなというものがあります。それは、例えば真狩川、極めて昔は蛇行していました。それから、それにつながる第一カシュンベツ川、第二カシュンベツ川です。これの地図上のデータがどうも古い感じで、蛇行したままの掲載がされていて、現在はもう相当前にショートカットで直線化されている部分もそこに昔の河川があるかのような地図になっております。それから、道道、国道については路線名が入っておりますけれども、町道名が入っていないのです。こういったことをきちっと入れる必要があると思います。そのほか、様々な地域防災計画に載せられております民間会社等と様々な協定をされております。そういった協定を結んでいる例えば建設会社とか、あるいはいろんな施設、こういったところも記載すべきではないかなと思います。この土砂災害あるいは河川のハザードマップにつ

いては、きちっと入れるべきだと思うのです。公表しないことがおかしいと思うのです。私が調べた範囲では、蘭越町に入ってから尻別川の両岸についてのハザードマップは公開されています。きちっと両岸の浸水予想エリアについては色が塗られている。それは、もう既に公開されているのです。ですから、ニセコエリア、ニセコから倶知安にかけての上流についても当然ハザードマップが作られているとすれば、これは記載すべき内容だというふうに考えております。これらについてもし現段階でのお考えがありましたら、お聞かせいただきます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） ただいま3点ほどご質問があったと思いますけれども、私のほうから1点目のJR沿い、中央有島連絡線という道路あって、尻別川と接触しているところなのですが、その件については先ほど町長からお話あったとおり、土木現業所のほうに何とか河川のほうの事業で力を貸していただきたいということでお願いをしております。現在の状況でお知らせいたしますけれども、令和2年度で尻別川の中央有島連絡線のところ、何ができるのかというような調査を始めていただいたということで、コンサルのほうに400万円ほどのコンサル料で今調査を出しているというような状況でございます。つい先日、2日ほど前なのですが、真狩土木現業所のほうから中間報告がコンサルからあったということなのですが、現在のところ河川を管理する道路として中央有島連絡線を町道と併用してかさ上げができないものかというようなコンサルの一つの案が出てきているようでございます。河川の維持工事ということで、ブロック造による護岸工事というふうになるのだと思いますけれども、経費的にもちょっと見ますと1億円を超える経費になっているようでございまして、これがすぐ着手なるかどうかというのは、まだまだ多額の金額が必要なものですから時間を要するものと思いますけれども、現在の状況はそのような形になっております。町としましては、早期その着手に向けてこれから要望活動を強めていきたいなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 企画関係の部分ということで一つお答えしたいと思います。

残土の関係の協定ということでご指摘いただきました。ご指摘のとおり、町有地の部分については基準よりそもそも緩やかにということでやらせていただいているというのが現状ということで、民有地の中でという部分については機構と、それから残土を受入れする民間の方と、それから町と3者の協定によって、そこに残土を持っていきますよということの協定締結はさせていただいているということでございます。ただ、ご指摘のようないわゆる短期間という部分でいけば、確かにそのようになっているかなど。将来的に崩れた場合はこうするよとかということにまでは、すみません、恐らく言及していないというふうに思います。その部分については、機構に対してもどのような配慮ができるかということについては今後も協議してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 青田さん。

○防災専門官（青田康二郎君） 防災専門官の青田でございます。高木議員のご質問3点あったと

思います。まず、1点目は、地図情報、川の蛇行等について。2点目については、地域防災計画での協定の中身、会社等の名前が書いていないと。3点目は、ハザードマップ、特にニセコ内河川の尻別川、これのハザードマップへの記載が必要ではないかと。この3点の質問だったと思います。

まず、地図情報の河川が古い地図を使っているのではないかとということで、現在新しく作るマップについては、2年前に調査した新しい地図を予定しております。

あと、2点目の地域防災計画、協定の会社名でありますけれども、全部記載しているとは思っていたのですけれども、もし記載漏れがあるのであれば、もう一度見直してその部分については修正をしたいと考えております。

あと、3点目のハザードマップ、ニセコ内河川の尻別川でありますけれども、これまで北海道が調査をしていなかったということで記載ができませんでした。しかしながら、先月北海道の調査が終わったということで、これも本年度策定します防災マップに反映をいたしまして、皆様に配付し、また説明をしたいという予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 国の第三次補正予算全体についての評価は別として、国土強靱化に関する補正予算が相当大きな予算額が組まれて、組まれてというか、閣議決定されております。ですから、私は今後本当にこの地域、特に先ほども申し上げましたような異常気象が続いている下で、今まで考えられないような豪雨とか災害が心配されます。そういう意味で、ぜひ有効に予算がこの地域にも使われますよう、今までも努力されているとは思いますが、格段の今後の努力をぜひお願いしたいと思いますので、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 国の補正を含めた予算獲得につきましては、これまでも最大限努力をさせていただいてきたところでありますが、今回の防災、減災も実は九州等で甚大なる河川災害等ありまして、河川地域に重点配分されるというふうに報告を受けております。その中で、多少北海道にも持ってこれるかどうか、その辺はまたいろんな打診をしながら、もし多少でもこちらに配分があるようでしたら、その辺はしっかり訴えていきたいというふうに考えております。また、その点につきましてもまた議会議員の皆様のご支援を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 3件目です。冬季の町民生活上の諸問題について。北海道民は、約半年間雪の中で生活しています。特にこのニセコ町は豪雪地でもあり、冬期間の生活上雪との闘いが大きな位置を占めております。近年移住者も増えている中で、豪雪地での生活に不慣れな方たちも増えております。しかし、町の総合計画など諸計画の中に雪と生活に関する記述はほとんど見られません。雪の中での暮らしの不便は、あまりにも当然のこととして光が当たっていないのではないかと私は感じております。隣接する倶知安町では、平成14年に倶知安町みんなで親しむ雪条例を制定して、第四次総合計画にも位置づけられ、倶知安町の雪に係る住民意向調査なども行っております。

これらは非常に参考にすべき点が多いと私は思っております。

1つ、ニセコ町において雪と町民生活との関係を多角的、総合的に把握しているでしょうか。また、当面どのような問題があるとお考えでしょうか。

2点目、ニセコ町内の公道、国道、道道、町道の除排雪、地域や個人住宅での除雪、その他の諸問題を総合的に把握するためにアンケート調査などを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、除雪を担っております事業者の運転オペレーターの不足が近年伝えられております。町としてこれらに対する支援策も必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

4点目、ニセコ町への転入者には雪の生活に慣れていない方がおり、例えば冬の暮らしガイドのような情報誌の発行や町のホームページで積極的に情報提供すべきではないかと考えます。また、住宅の建設に際しては、北方建築総合研究所という地方独立行政法人がありますけれども、「北のすまいハンドブック」というものを出して、懇切丁寧な北海道に見合った住宅の建て方についての解説があります。こういったものを活用するというところでPRをしてはどうでしょうか。

5点目、札幌市では小学校6年生の社会科授業で副読本「大雪と共生する200万都市さっぽろ」という副読本を使った授業、あるいは雪体験授業というものを行っております。大都市ではありますけれども、ニセコ町としても参考にすべき点が多いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目につきましてですが、雪は世界的なスノーリゾートであるニセコ町にとっても大きな観光資源であり、基幹産業である農業の生産基盤を支えるものであると同時に、良好な自然環境、水環境が将来にわたって持続していく上で不可欠な地域資源であると考えております。一方で効率的、効果的な除雪、排雪の実施は、冬期間における町民の皆さんの生活や産業を守るため、またそれに要するエネルギーや経費の観点からも重要であるというふうに考えております。なお、今は豪雪地のニセコ町ですが、気候変動の影響により、将来的には降雪量の減少や積雪初期からざらめ雪の割合が増加するなど大きく変動することが予測されております。こうした気候変動の影響を回避、軽減するため、今後科学的な知見に基づく情報の収集や将来予測を踏まえた適応策を検討していく必要があると考えているところであります。

2点目のアンケート調査の関係ではありますが、昨年度、ニセコ町総合計画の第二次直しを行った中で町民の皆さんを対象にアンケート調査を実施しております。その中で居住地周辺的生活道路の除排雪の満足度を伺ったところ、満足あるいはやや満足と回答したのは全体の6割余りで、特に市街地域の満足度の向上が見られました。今後とも町民の皆さんの生活に支障のないよう、工夫して除排雪に当たってまいりたいと考えております。

3点目の除雪オペレーター不足問題ではありますが、除雪事業者においては毎年人員確保に大変苦慮しているものと承知をしております。この問題は本町のみならず、北海道全体の課題でもあります。今後除雪事業者の皆さんとの意見交換を通じて、どのような支援策が有効なのか検討していきたいと考えております。

次に、4点目のニセコ町に転入される方への雪の生活の周知につきましては、転入される皆さん

にニセコ暮らしのガイドブックを作成し、配付しておりますので、今後この中に雪の生活部分についての内容を書き込み、充実させていきたいというふうに考えております。また、北の住まいるハンドブックについても、住宅の建築計画に必要な雪あるいは断熱等の関係につきましてもかなり有用な有効な情報が多く記載されており、今後冬期における町民生活に必要な情報として町のホームページでリンクするなど情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の小学生に冬の自然や生活などを学校の授業に取り入れることはできないかとのご質問ですが、今後教育委員会において検討していただけるよう協議をさせていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お話がありまして、取組、既に取りかかっているもの、あるいはこれからというものも紹介されました。私は、先ほども述べたように、北海道あるいは豪雪地帯のニセコエリアにおいては一年の半年近くを雪と付き合うという町であります。そこで暮らしている。その割には雪の中での暮らしに関する問題について、先ほど地域資源というお話がありました。それは確かなのですけれども、闘いの部分があります。そういった部分、あるいは楽しむという部分もありますけれども、発信がほとんどされていないのではないかと。私がホームページで見た限りで言いますと、福祉的な意味での除雪の補助金、これについての情報が載っています。それは確かにあります。しかし、私先ほどの前の質問のときに地域防災計画改めて読み直して気がついたのですが、地域防災計画の中には雪災害という項目があって、その中で第16節、積雪寒冷地対策計画の中の第4、雪に強いまちづくりの推進というのが防災計画にはあります。その中で、例えば家屋倒壊の防止ということで、住宅の耐雪性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努めるというようなことが書かれております。先ほど小松議員のほうからもお話ありましたように、建築に際して隣地との関係で距離を取るとか、雪国特有の問題についてもきちっと町独自のお知らせというものをやっていくべきではないか。指導要綱を検討する、あるいはというようなご回答が先ほどございましたけれども、先ほど紹介した北方建築総合研究所の中から例えば参考になる部分をピックアップして町のホームページにも張りつけるとか、そのような対策をぜひしていただきたいなと思います。

例えば学校教育においてもということですが、私がちょっと驚いたのは、札幌市、200万都市という、財政規模も違いますので単純比較はできませんけれども、極めて立派な副読本というの作っているのです。読みやすいように漫画を入れたりイラストをたくさん入れたりして、雪国の生活、それからまちとしてどのぐらい除雪などにお金を使っているかという側面も含めてかなりたくさん情報が入っています。これを6年生の中の授業として、1時間とか2時間ではないのです。五、六時間かけて授業というものを副読本を使ってやっています。ですから、そういったことは、ニセコ町は全てまねするということではありませんけれども、参考になる点はぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

あと、雪の中の生活で特に外出時の安全性の問題とか、例えばこれは町道にあるかどうか確認していないのですけれども、滑り止めの砂袋、これを道道とか国道の要所要所にポストを置いている

場合がございます。雪道でちょっと坂で滑りやすいなというところに、すぐ使えるようなそういった施設なんかもできれば工夫してはどうかというふうに考えております。

それから、除雪の体制で人材確保がかなり難しいということでもありますけれども、これも事業者、業者さんとの協議というお話でありますので、何が本当に助けになるのか、人材確保につながるのかという点については具体化を進めていただきたいというふうに考えます。

以上、いくつか提起も含めて、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 私のほうから滑り止めの砂の関係とオペレーターの人材確保の件、若干ご説明させていただきたいと思います。

道路等の滑り止めにつきましては、私個数まではちょっと今掌握していないのですが、普通の町道等ですと登山道路だとか羊蹄近藤連絡線とか等々に設置しておりまして、その砂の補給は除雪業者のほうにお願いしているというようなところ。また、羊蹄近藤については、特に町民の方もボランティアで交差点、クランクになっているところなのですが、真狩から入って、そのまま真っすぐぶつかっていくようなのですが、お手伝いしていただいているような感じ。あと、歩く歩道という感じなのですが、サイレン坂の麓とか本通の前田商店の近くの下のほうにある階段から上がったところ、ああいうところに小さめの砂箱を設置しているところなのですが、もう一度点検等をしてみて、必要なところに配置してまいりたいというふうに思います。

それから、オペレーターの人材確保でございますけれども、令和1年の調査で見ますとニセコ町の請負業者の中でオペレーターが54名ということでなっておりますが、その年齢構成見ますとやはり若年層が少なく、50歳以上が約6割を占めていると、70代の方もいらっしゃいますというような状況で、これにつきましては北海道全体の課題なのかなというふうに捉えております。いろいろと国の情報とか北海道の情報、ほかの自治体の情報を見ますと、免許の取得だとか講習会の受講の経費の助成を行政で担ったり、昨年少雪で非常に雪が少なく、除雪の請負業者にお金がなかなか渡せなくて減額というようなことで、札幌市なんか基準を最低保障額を上げるというような報道もあったと思います。うちは85%を保障しているので、その件についてはほかの北海道の自治体と比べてはいいほうなのかなという形で進んでいます。また、オペレーターの助手の配置なんかも取り組んでいるところがあって、なかなか企業で助手にまで人件費をどんどん出すような感じにはならないということで、助手の配置の人件費を支援しているというような事例もあるようでございますので、いずれにしましても除雪業者と直接意見交換をしながら、どういう対策が有効なのか今後詰めてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 私のほうから1点目と2点目の雪の暮らしに関して町独自のお知らせというのは、当然雪の暮らしの楽しみも含めて広く、ニセコの価値でありますので、そういったことも周知の検討をさせていただきたいと思っておりますし、また札幌市の副読本って私見たことないので、取

り寄せて勉強し、また教育委員会のほうとも協議しながら、できるだけニセコの、今ニセコ学を教育委員会挙げてやっているということでもありますので、その中に大きく入れ込んでもらえるように調整させていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 4件目に移ります。コロナ感染第3波の下での感染検査対応についてお尋ねいたします。

新型コロナの感染第3波は全国的に広がり、重症者が増え、医療崩壊の危機など深刻さを増しています。北海道では感染者数が1日200人以下にはなっておりますけれども、病院や介護施設、学校のクラスターが増えて、旭川市では医療崩壊ぎりぎりの状況も生まれております。倶知安厚生病院でも11月末に感染クラスターが発生しました。こうした中で重要な対策の一つに高齢者施設の介護職員等の公費による定期PCR検査があり、いくつかの自治体で取組が行われております。

1、これ以上の感染拡大を食い止め、クラスターを発生させないため、また重症者を出さないためには特に高齢者への感染を防ぐこと、また介護施設に勤務する職員の感染防止と早期の感染者対策のための定期的なPCR検査が必要と思われまます。山麓の町村と医療機関の連携で制度化していくべきと考えますが、どうでしょうか。

2点目、さらに山麓全体の医療、介護、福祉関連施設、保育、教育、道の駅など比較的重症になりやすい利用者や不特定多数の利用者を対象に業務を行っている職員らの定期的検査は感染の広がり防止の上でも職員の安心の上でも重要であります。上記と同様の検査体制を確立すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、一般町民でもやむを得ない理由や安心のために自費検査を希望する方も増えている状況があると思われまます。そのような場合、できるだけ安価に安全な方法で検査を受けられる仕組みを検討すべきではないかと思われまます、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の介護施設の職員の感染防止については、手洗い、うがい、手消毒と勤務開始時の検温、発熱の報告や休暇対応、札幌市及び道外旅行の自粛要請、職員の家族が札幌市などへ出張の場合は2週間の別居などを行っているとの報告を受けております。また、早期の感染者対策としては、マニュアルの作成、感染エリアの設定と簡易陰圧装置の設置を行っております。また、PCR検査については、原則保健所の指示により対応していくのが妥当というふうに考えておりますが、現場の負担軽減につながる方策について現在ニセコ福祉会と詰めているところでございます。

2番目の質問につきまして、事業所などのそれぞれの実情に応じた対応が重要であるというふうに考えております。また、現在では検査を実施できる医療機関が山麓地域にも増えておりますので、必要に応じてこれらの情報提供を行うことで対応していきたいと考えております。

3点目のご質問において、やむを得ない理由というのはそれぞれ皆様で様々なご事情がおりになると思われまます、町としては引き続き密閉、密集、密接の3密を避け、手洗いの励行、マスク着用などの感染予防の周知を図ってまいりたいと考えております。また、自費検査については、現

在では民間の機関で割と多く実施されており、その内容や価格も多岐にわたるため、お問合せに応じてご紹介するなど、個々の事情に応じて相談に乗らせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今のお答えですと、私のほうから提起しているPCR検査に関して対策を強めるということのご回答はありましたけれども、検査についての前向きな回答ではなかったと思います。現在日本全体のことを考えれば、もちろん政権、新しく菅政権が生まれておりますけれども、なかなか国民の思いに応えるような適切な手が打たれていないと私は考えております。今非常に問題になっておりますのが医療崩壊を食い止めるということ、つまりそのためには重症になりやすい高齢者の感染を何とか食い止めるという取組が必要だと思っています。その上で、なぜ検査が重要かということですが、確かにそれぞれの施設でそれぞれの努力をしています。今までずっと言われてきた手洗いだとかマスクとか、そういった対応は皆さん注意されていると思うのです。その上で、なお心配があったり、心労というか、その現場にいる方の苦労があると思うのです。ですから、1回検査を受けて陰性だったということで終わりではないのですよね。ですから、定期的に、あるいはできるだけ小まめにそういった心配を除去する上で検査というのが安価に制度的になっているということが安心につながると思います。それがやっぱり今後の経済の対策も有効に働いていくということになると思いますので、何とか簡易検査であってもその体制を整えるべきではないかと思えます。

私9月議会で厚労省が発している事務連絡のこともご紹介して、何とか厚労省としても推奨していると、簡易検査も含めて短時間で結果が出る、そういう内容についてもありますし、実際に行われているわけです。倶知安厚生病院は希望者は3万800円です。自主検査について応じるということが既にできているわけですが、でもいかにせんこの3万いくらかというのは非常に高い、高額なものですから、そんな簡単に受けられるものではないと思うのです。私が質問した9月の時点で、山麓全体の共同の関係をつくりながら、何とか制度的に安価に受けられる。それは簡易キットの件もありますから、そういう方法ができるのではないかということでお尋ねしました。その辺の検討がされているのか、いなかったのか、途中なのかということについてお聞きしたい。

例えば、これは比較が適切かどうかは別なのですが、東京都江戸川区では11月から重症化リスクの高い高齢者及び障害者の支援施設、事業所や集団感染のおそれがある幼稚園、保育園、小中学校に勤務する職員約2万2,000人を対象としたPCR検査を無償で実施するということがニュースになっております。これは、あらかじめ対象施設に唾液で検査できるキットを送るのです。採取するのは自分です。ご本人です。唾液を自分で採取する。後から巡回バスが回ってきて、その検体を巡回時に回収して検査に回すという、そういう手法を採用しております。これに非常に予算をかけているわけですが、規模は小さいとはいいいながら、やっぱりいろいろ工夫をしていく、そして町民の不安に応えていく、そして絶対感染者を出さず、重症者を出さない。そういった万全の取組を検討はすべきではないかなと私は思っております。もしこういうことができるとした場合の課題です。何が課題となっていくのか、この辺についてぜひご検討いただきたいと思います。いかが

でしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 基本的な押さえとして情報共有しておきたいと思うのですが、感染症においてのその責任の所在ってどこにあって、どういう部門がやるべきかということをやっぱり整理する必要あるのではないかと思います。今回のこのような新型コロナウイルスに関しては、国の国策としてどういった体制で検査するのか、まず第一ではないかと私は考えています。その中で具体的な現場でどう動くかというのは、保健所所在エリアが保健所としてやる。北海道の場合は、政令市なんかはみんなそれぞれ大きな市は自前で保健所持っていますので、専門の医療機関とタイアップしながらできるわけであります。基礎自治体の特に私どものような小さな町は、保健所設置町村ではありませんので、その場合は北海道の指示の下にエリアのこういった感染対策を進めるというのが日本の制度ではないかというふうに思います。当然各地で相当差がありまして、東京都の各区ではそれぞれの所管の中で相当精度の高い、こういったPCR検査やられているところがあります。特に有名なのは、和歌山県が仁坂知事の指導の下に、国の指示には従わないということで最初からかなり大きなPCR検査を行って封じ込めに成功しております。そういったことを考えると、やっぱりおのずから小さな町がやることについては限界があるというのはぜひご理解いただきたいというふうに思います。

羊蹄山麓の町村長会議の中でも何度かこのPCR検査については話題で意見交換もさせていただきましたし、北海道後志総合振興局長にもご相談をしたり、何とかできないかなということでは動いておりますが、現在保健所自体も実は本当に大変な作業を夜通しやっているような実情でありまして、とてもそういった別な動きをする状況にはないのではないかと感じております。その中で、昆布温泉病院や倶知安町のくとさん病院であるとか、いろんなところが少しずつでもPCRを含めた検査出ておりますし、現在民間でもいろんなところがやり始めておりますので、それぞれに応じてお願いしたいのと、これまで37度が4日間とか、昔は武漢から旅行歴があるかとかと相当厳しかったのは、私も身内でそういう実態に合っている人間いますので、本当によく苦しみは分かっておりますが、今保健所でも相当検査のハードルは低くしております。相談いただけたときちっとPCR検査やっただけの状況に今幸いになって、すごくよくなってきたというふうに思いますので、具体的にお困りであれば、ぜひ役場のほうにも相談いただいて、保健所につなぐこともできますし、それから1点目の最初の質問にありました介護施設におきましては具体的にそういった、今議員おっしゃった方向での協議を進めておりますので、その辺ご理解賜ればありがたいなというふうに思っております。質問の趣旨は、私は全く同じ考えを持っておりますが、小規模自治体の限界もぜひご理解賜ればありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お答えがありましたけれども、確かに自治体の規模、保健所を独自に持っている自治体とそうではない自治体、いろいろ困難性があることは分かります。その上でなお、特にニセコ町の場合、規制があるとはいいいながらも、例えば道の駅の状況を見ましても各方面から

大勢のお客さんが見えている。現場では、外にテントを作って、いろんな品物もそこで対応できるようにという、いろんな工夫をされているのは分かります。その上で、やはりそこに勤務されている方たちの不安というのはぬぐえない部分があると思うのです。ですから、今ハイツのほうの施設のお話もありましたけれども、検討しているということであれば、ニセコ町全体のそういう危険度が高いと思われる、あるいは結果として感染者が出た場合に非常に重症にならざるを得ないような条件の方と接している、そういった職場に関しては何とか実現の方向を探っていただきたいと思うのです。一般的な自費検査ということは、もちろんそこまで目が行き届かないし、手も届かないかもしれないけれども、いくつかの施設については優先的にそれを実現するという目標を持って動いていただきたいなと思います。いろんなハードルがあって大変だということは私も理解いたしますけれども、何とかそれを連携の力で乗り越えていくということをご希望したいと思いますし、もう一度ちょっとご意見いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員おっしゃることは誠に私も全く同感で、できるだけそういう多少でも不安ある方がそういうチェックを受けることによって安心を得られる社会というのは本当にいい社会だと思いますので、そういうことに努めたいとは思いますが、なかなか現実的にも、これまでもニセコ医院さんと相談したり、いろんなことやっておりますが、相当ハードル高いことをご理解賜りたいと思います。ただ、介護施設もそうではありますが、多くの皆さんと接してリスクが高いところ、そこに対して何らかの応援ができるのかどうか、その辺はまた引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次、高瀬浩樹君。

○3番（高瀬浩樹君） 3番、高瀬です。通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

ニセコ町のこども館の前身、学童保育のときはニセコ町の自然を生かした川や山を身近に感じながらの体験、自転車を使っての町内散歩や町内の商店に自分たちのおやつを買いに行ったりと、町内はもちろん町外の公園やアスレチック、スケートリンクなどバスなどを使って行われる行事があり、子どもたちにとって大事な時間ではなかったかと思えます。子どもたちにとって大変よい体験となり、忙しい子育て世代のお父さん、お母さんにとっても好評であったと思っているのですが、現在はこども館でそのような試みは行われているのでしょうか。

また、こども館の利用料金についてお伺いします。学童保育料金は、全国平均で4,000円から6,000円と聞いております。ニセコ町は近隣の自治体から見ると少し高いのではないかという意見もありますが、適正だと考えますか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高瀬議員のご質問にお答えいたします。

以前は保護者の会の事業として町外へバスを利用した行事を行っており、最近では町の予算でバス借上げ料などを支出し、札幌方面への遠足を行っております。なお、この事業につきましては、本年度はコロナウイルスの感染予防の観点から、残念ながら中止となっております。

学童の利用料につきましては、各町村により様々な料金設定がなされております。ニセコ町にお

きましては月6,000円で、第2子、お2人目は半額、第3子以降は全額免除ということで、そのほか準要保護の認定を受けた世帯の子どもについては免除という規定になってございます。こども館の令和元年度の運営の収支状況でご説明しますと、利用料金収入が410万円、国と道の補助金で297万円、収入合計が707万円となっております。一方、こども館の運営管理に関する経費は1,814万円となっております。1,107万円は現在町の負担で運営をしている施設というようなことであります。施設の管理運営という側面では、単純に考えると利用料金を増額し、少しでも持ち出しを減らすというのが筋かというふうに思いますが、子育て世帯への支援や子育てしやすい環境を確保し、そういったことも総合的に考えながら現在の利用料金を据え置いていく予定としております。ちなみに、1人当たりで考えますと60人定員のときで30万2,000円の経費がかかりながら運営しているという実態でありますので、料金については現状のところは精いっぱいの妥当な料金かなというふうには考えているというような状況でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬君。

○3番（高瀬浩樹君） これ前回ではこのように町の買物だとか、アスレチックとか、公園行ったりとか、とにかく学力以外の大変いいこういうことをやられていたのかなと思っております。今回質問したときは、保護者から割と、今年はコロナという形でなかなかできなかったのかなという部分は、その辺はよく分かります。だけれども、こういう部分でやっていく、これからも必要ではないかと私は思っております。

今支援員の募集かけてもなかなか人が集まらない状況、またそういう部分で手が届かない。多分私が見ると4名で今やられていると思うのです。その中で、そういう部分があつてなかなかそういう部分に行けないとか、4人だと誰かが休むとそういう部分で何かと都合がつかないとか、そういう部分もあるのかなというのをちょっと考えています。また、この頃はたしか町バスがあつた部分があつて、町バスなくなってからさらにそういう部分が、今バス借りようと思つても、私も議員になつて考えたのですけれども、議員になつてから一度もニセコ町のバスに乗つたことないのです。全部どこか遠くからバス会社が来て、正直言つてバスはないのではないかとという形で、やはり町バスがあることによってそういうことができたのではないかとするのは、私はそう思います。

全国的にも学童保育の増加に伴つて、2015年にはたしか放課後児童支援員などという義務づけができたというのを、私も調べたらそういうことで、これは国としてもやはり学童の質を上げようと思つて、放課後児童支援員、これなるにはたしか保育所の先生であつたり、学校の先生であつたり、そういう経験した方がなれるということで、そういうことを挙げられて学童の質を上げようと思つたのですが、ハードルを上げることによってさらに人員が不足しているのではないかと、全国的にはそう言えるのではないかなと。そういう免許がないとできないとか、一事業者にして1つあればいいと私も思うのですけれども、今国のあれを見ると40名で約2人ぐらいいればいいと、支援員は。そんな中で、そういうのが人員の不足に拍車をかけているのではないかと私は感じております。また、割と専門性があるのにもかかわらず、給与に反映されないといった待遇の悪さとか、そういうのも私は感じると思います。こうした課題を乗り越えながら質の向上を図っていかないと、ニセコ町独自でどうにかして今のハードルを微調整しながら、協力隊とか、もう少し簡単にパート的

な、パートというわけにはいかないのかもしれませんが、もう少し勤めやすいような補助員を配置することはできないのかということをもまず。

あと、学童保育料金については、今いろいろ運営費の話を示されました。これも保護者から、今の時代なので、隣町村のいろんなところからつながりがあると思うのです。私も預けた人間として、確かにその頃からずっと、多分これ一度も改定はされていないのかな、最初から6,000円なのかなという私はイメージを持っています。この6,000円のほかに、おやつ代と、多分保険とか、何かの会費なのかな、2,910円というのが2か月に1回かかるのです。ですから、結局のことをいうと約7,400、7,500円くらいのお金がかかるのです。だけれども、私もそう言われて調べてみたのですけれども、後志の中では一番高いのかなと。確かに今町長言われたこの部分を見れば、ちょっときついのかなというところもあるのだけれども、でも学童保育料金についてほかの自治体より利用料が高いということは、移住先として考えている家族にとってもデメリットではないかと思います。ほかの自治体と金銭的な差を少しでも解消するべきかと私は考えますが、再度質問します。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。何点かあると思いますので、すみません、漏れたらまたご指摘いただきたいと思います。

まず、外に出る機会が少なくなったのではないかとこのところですが、以前のというのがちょっといつ時点か分からないのですけれども、もともと学童につきましては、今はもうないのですけれども、公民館の横に寄宿舎というところがあって、その2階を利用していたのが始まりで、その後にニセコ小学校の空き教室を利用して、平成28年度からは今あるこども館での学童の運営となっております。だんだん部屋が広がってきておりますので、中での活動も十分できるようなスペースは今現在はあるのかなと。実際に、例えばあそぶっくですとか、ちびっ子広場、それからニセコ小学校の遊具のあるところへのお出かけですか、というのは今も引き続きやっているところがございます。ただ、先ほど町長からも説明あったとおり、今年度札幌への遠足につきましてはコロナの関係上、札幌のその施設が閉鎖していたという経過もありまして、実際には行けていないという現状があります。

それと、支援員の関係なのですけれども、現在支援員というのが館長を含めて4名いらっしゃいます。この4名につきましては、全て学校教員の資格を持っている方で支援員の発令をさせていただきます。そのほかに補助支援員という形で、この方たちは特に教員等の資格がない方で4名配置させていただきます。そのほかに現在協力隊の方1名に事業のほうを手伝っていただいておりますので、総勢で9名がローテーションを組んで現場のほうの対応に当たっているところでございます。あと、給与につきましては、今年度から会計年度任用職員のほうの給料表を適用させていただきますので、そこが給与が低いか高いかといえば、適正な値段でスタートしているのかなというところがございます。

それと、料金改定につきましては、まず平成13年の寄宿舎でやられたころの料金としては月額2,000円、平成16年度からニセコ小学校の空き教室を利用したときの利用料が5,000円、平成28年度から現在のこども館での利用料が月6,000円というような改定がなされているところでございます。

それと、移住先のデメリットとしてというところだったのですけれども、倶知安の学童の担当のほうにいろいろ情報をお聞きしたところ、ニセコよりは利用料が安いということで、倶知安というのは学童の利用料が安いということで移住者の方が選んだりしているのかなというのをじっくり聞いたところ、そんなことはない、あくまでも子どもの引っ越し先で考えるのはやっぱり学校なのかと、その学校とセットで学童があるというところの確認はあるのですけれども、学童の利用料が高いから、安いからが直接的な移住の決め手になっているかどうかというのはちょっとどうかなというところの感覚でございます。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第3 一般質問（続行）

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 料金の関係は、この近郊では確かに相当安いところいっぱいあります。ただ、学童の質としては、相当手厚く子どもたちに接している施設ではないかなというふうに考えております。町の持続する財政の状況を踏まえると、当面は現行でいきたいというのが私の考えであります。ただ、おやつ代を取っていたみたいなのですけれども、それは今後は分からないですけれども、今年はおやつ代は施設の料金に含めてということで現在動いていて、親の方からはご負担いただいているというふうに聞いております。

町バスあったほうがよかったというご指摘もありますので、その辺ちょっと悩ましいところではありますが、今言われたことも踏まえまして、ちょっとまた学童の在り方等も検討していきたいと思っておりますので、またいろんな面で情報いただければありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により4時10分まで休憩します。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時07分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 陳情第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、陳情第6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る12月9日の本会議において当委員会に付託されました陳情第6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書の件は、12月9日、全委員出席の下に産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、結果を報告します。

陳情第6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書の件は、願意を妥当と認め、採択すべきものと決しましたので、報告します。よろしくご審議お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより陳情第6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、議案第4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）の件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 指定管理者の指定について(後志南部地区地域資源循環管理施設)の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長(猪狩一郎君) 日程第6、議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（元町東通）の件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（元町東通）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第7号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関

する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第8号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、議案第9号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長(猪狩一郎君) 日程第11、議案第10号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正

予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号から日程第14 議案第13号

○議長(猪狩一郎君) 日程第13、議案第12号 備品購入契約の締結について(防災ラジオ購入)及び日程第14、議案第13号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件の2件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長(山本契太君) それでは、よろしくお願いたします。日程第13、議案第12号 備品購入契約の締結について(防災ラジオ購入)の説明をいたします。

議案の2ページをお開きください。議案第12号 備品購入契約の締結について(防災ラジオ購入)。

次のとおり備品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、防災ラジオ購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、3,234万円。

4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通140番地、有限会社高山デンキ代表取締役、高山達雄。

令和2年12月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

令和2年11月17日に開催いたしました第10回ニセコ町議会臨時会において、新型コロナウイルス特別対策費として補正予算を可決いただきました防災ラジオの購入について、12月3日に指名選考

委員会を開催し、審査基準に基づき、指名競争参加資格者のうち、これまでの実績を考慮してニセコ町の事業者3社を指名いたしました。12月14日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が3,000万円、最低額が2,940万円となりまして、有限会社高山デンキに落札したものでございます。

なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は98%でございます。備品購入の台数は3,000台で、納期については議決の後、令和3年3月31日までを予定しております。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

引き続き日程第14、議案第13号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。A4横長の議案1ページを御覧いただきたく存じます。議案第13号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ422万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億8,303万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月16日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

続きまして、4ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

続きまして、5ページを御覧ください。今回の補正額の合計が422万8,000円、この財源につきましては全て一般財源ということでございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。最後のページになります。2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス特別対策費、18節負担金補助及び交付金では、農畜産物販売促進事業補助422万8,000円の計上でございます。11月臨時会で補正計上いたしました農畜産物販売促進事業補助について、11月19日から12月8日まで申請期間を設けまして受付を行った結果、予算額の1,000万円を上回る計51件、1,422万8,000円の申請がございました。意欲ある農業者などから多くの申請をいただき、販売の多様化に向けた意識の高さを認知したことから、今回補助額を一律圧縮せずに予算額1,000万円に422万8,000円を上積みし、申請額満額の予算を確保するための補正ということでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします6ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金について400万円の計上でございます。本町における新型コロナウイルス緊急対策事業の財源不足として、財政調整基金繰入金を補正するものでございます。なお、今回を含む財政調整基金繰入金の補正計上額の合計は7,100万円となっておりますが、今後の財源として新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の三次配当額約1,200万円、また既に新型コロナウイルス緊急対策で予算化しております有島記念館空調設備更新工事について過疎債への振替額約2,100万円を想定しておりまして、その分の財政調整基金の取崩しは今後解消できるとい

う見込みでございます。

7ページを御覧ください。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための22万8,000円の計上でございます。

議案第13号については以上でございます。

なお、本補正予算に係る歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料ナンバー2（議案第13号）を御覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第12号 備品購入契約の締結についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 備品購入契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第16、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時26分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長(猪狩一郎君) 先ほど木下裕三議員から意見案第5号 コロナ禍による地域経済対策を求

める意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。意見案第5号について日程に追加し、追加日程第17として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第5号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第17 意見案第5号

○議長(猪狩一郎君) 日程第17、意見案第5号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番(木下裕三君) 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第6号の意見書です。私木下が提出者となり、高木議員、浜本議員、青羽議員、高瀬議員が賛成者となって、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明に代えさせていただきます。

意見案第5号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書。

日本の農業をめぐるのは、TPP11などにより輸入農畜産物の関税撤廃、削減などによる国内への影響試算は、全道、全国で農業や地域経済への影響が懸念されていた。このたびの新型コロナウイルス感染により、国内外で人や物の移動制限が措置されているが、なお感染拡大が続いている。各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している日本の食料政策における食料安全保障の重要性が高まっている。国は、経済の活性化を図る取組と感染防止対策の両立を進めているが、同時に感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより地域経済への打撃も深刻化しており、農業においてはインバウンド需要の落ち込みや中食、外食産業の低迷で米や牛肉、乳製品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に減少し、コロナ禍の終息が見られない現状、長引くことで農業をはじめ地域経済に大きなダメージを与える。農業者が次年度以降も安心して営農継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応することなどを求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第5号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第5号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(猪狩一郎君) 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和2年第11回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)